

インターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究

インターネットトラブル事例解説集(平成 26 年度版)

目次

はじめに	1
トラブルの予防策・対処方法の基本的な考え方	3
【特集】 スマートフォンを子供に買い与えるとき、保護者が気を付けること	5
1 フィルタリング未設定によるリスク	5
2 トラブルにあった子供のフィルタリング設定状況	7
3 スマートフォン購入前にチェック	8
1 スマートフォン特有のトラブル	11
1-1 不審な無線 LAN のアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出	11
1-2 不正アプリのインストールによる意図しない個人情報の流出	15
2 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ	20
2-1 SNS やプロフなどでのいじめ	20
2-2 なりすまし投稿による誹謗中傷	26
2-3 動画共有サイトを用いたいじめ	30
3 ウイルスの侵入や個人情報の流出	35
3-1 パソコンのコンピューターウイルスの感染	35
3-2 SNS やプロフからの個人情報流出による嫌がらせ	39
3-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス	43
3-4 複数投稿サイトの情報が関連付けられることによる情報の流出	47
3-5 SNS 型チェーンメールによる情報流出・被害誘発	51
4 ショッピングサイトなどからの思いがけない代金の請求や詐欺	55
4-1 大人名義のクレジットカードの使用	55
4-2 ショッピングサイトなどの利用に伴う代金詐欺	60
4-3 ワンクリック請求などの不当請求	65
5 著作権法などの違反	70
5-1 ゲームソフトの違法ダウンロード	70
5-2 動画の違法なアップロードとダウンロード	75
6 誘い出しによる性的被害や暴力行為	79
6-1 ネットを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫・画像の強要	79
6-2 掲示板などへの書き込みをきっかけとした暴力行為	85
7 ソーシャルゲームなどの中毒性がもたらす悪影響	90
7-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費	90
7-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響	94
8 犯行予告など	98
8-1 地域社会に不安を与える犯行予告	98
8-2 掲示板での特定した個人に対する脅迫行為	103
8-3 出会い系サイトやコミュニティサイトでの子供による違法な誘い出し	108

はじめに

高度情報通信社会と呼ばれる現代社会では、スマートフォンやタブレット PC、パソコンなどから、いつでもどこでも、気軽に簡単にインターネットへ接続することができます。一方で、インターネットを介して、いじめや犯罪などに子供が巻き込まれるケースは増加傾向にあり、子供が被害者ではなく、加害者になるケースも起きています。

この「インターネットトラブル事例解説集（平成 26 年度版）」は、実際に身近に起きたトラブルとして「インターネットトラブル事例集（平成 26 年度版）」に掲載した事例について解説したものです。これらの掲載事例は、平成 21 年度に 100 人以上の小中学校の教師の方々、1,000 人以上の小中学生の保護者の方々を対象に行ったアンケート調査、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方々へのヒアリング調査から得られた代表的な事例に、平成 22 年～平成 25 年度に小中高校の教師の方々、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方々などへのヒアリング調査から得られた最新の事例に基づき、改訂を加えたものです。

各事例について、そのトラブルの原因となる要素は、①知識・スキル不足、②家庭内や友人とのコミュニケーション不足や希薄な人間関係、に大きく分けることができると考えられるため、本書では、①知識・スキルの観点、②コミュニケーションの観点から、予防策・対処方法を説明しています。複数の事例に共通する予防策・対処方法もありますが、事例ごとに完結した説明となるよう配慮しています。

また、各事例の説明の最後には、「指導のポイント」として、予防策・対処方法のうち、保護者、教師の方々が子供たちに指導するポイントをまとめていますので、参考にしていただければ幸いです。

トラブル事例の分類

本書では、スマートフォンを子供に買い与えるとき、保護者が気を付けることを特集として取りまとめました。また、昨年度のトラブル事例の分類を踏まえ、以下に示すインターネット社会の 8 つのトラブルごとに選定した合計 26 件の事例について解説しています。

- 特集：スマートフォンを子供に買い与えるとき、保護者が気を付けること
- スマートフォン特有のトラブル
- 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ
- ウイルスの侵入や個人情報の流出
- ショッピングサイトなどからの思いがけない代金請求や詐欺
- 著作権法などの違反
- 誘い出しによる性的被害や暴力行為
- ソーシャルゲームなどの中毒性がもたらす悪影響
- 犯行予告など

昨年度からの変更のポイント

平成 26 年度も、前回の事例を引き継いで作成、改定していますが、以下の点を変更しました。

1 点目は、「スマートフォンを子供に買い与えるとき、保護者が気を付けること」の追加です。フィルタリング設定の重要性を訴えかける内容です。フィルタリング機能を設定することで、子供をさまざまなインターネットの脅威から守ることができます。インターネットに接続できる端末は、スマートフォンやパソコンだけでなく、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーなど、広がりを見せています。保護者は、機器ごとにフィルタリングの設定方法を知り、子供とフィルタリングについて会話した上で、正しく機能設定することが大切です。これは子供に安心してインターネットやアプリを利用させるための、保護者の義務とも言えます。

2 点目は、「教師として気を付けること」の各事例への追加です。教師と保護者が連携することで、子供は守るべき対策がより身に付きます。さらに、子供の情報モラルの理解度を底上げできます。今回は別紙「指導案」の作成を、8 つの事例について行いました。指導案を授業で生かし、子供に教えることで、子供の情報モラル意識がより一層向上します。

以上の 2 点がインターネットトラブル事例集の主な変更点です。子供とインターネットの関係は、ますます深くなり、さらに低年齢化の傾向も見受けられます。それに伴い、子供がインターネットトラブルに巻き込まれてしまう場面の増加が予想されます。これからの子供のインターネットトラブルへの対処にあたって、インターネットトラブル事例集・事例解説集を活用していただけますと幸いです。

トラブルの予防策・対処方法の基本的な考え方

トラブルの現象面に表れていることはさまざまですが、インターネット上のトラブルの対応策は、大きく2つに集約することができます。

- ① 子供たちが、インターネット上の情報を見分け、インターネット上での自分の行動や責任について判断できる力を持つこと
- ② 家庭と学校でインターネットトラブルについて指導し、子供とよくコミュニケーションをとるとともに、しっかり監督すること

そこで、ベースとなる共通項についての対応策を、①知識・スキルの観点、②コミュニケーションの観点から考えてみましょう。

1 | 知識・スキルの観点

インターネットの特性（インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全に消すことができない、インターネットは匿名ではなく、書き込んだ人を特定することができる、など）を理解した上で、インターネットを利用するよう指導しましょう。

また、他人の誹謗中傷をしないとといった基本的なモラルを身に付け、法律や決まりを守り、行動することは、日常生活だけでなくインターネットでも同じです。こうした社会のルール、道徳観についても学習できるように、家庭や学校でさまざまな機会を作って、子供たちを指導しましょう。

2 | コミュニケーションの観点

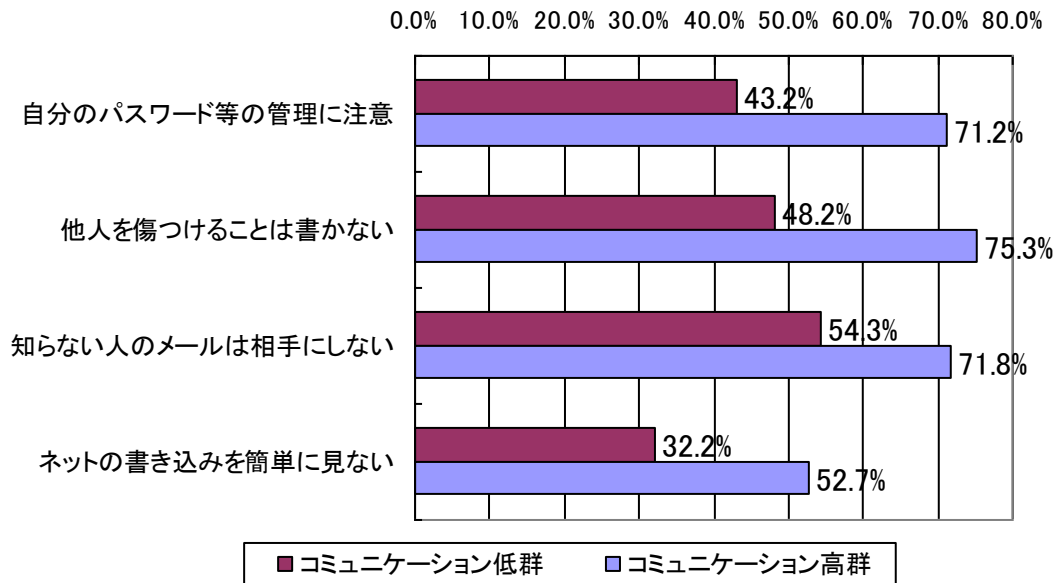
家庭や学校でのコミュニケーション、人間関係について、興味深いデータがあります。警視庁の調査によると、保護者や教師、友人などとのコミュニケーションが良好な場合（コミュニケーション高群）は、そうではない場合（コミュニケーション低群）に比べ、インターネット上の危険性を回避する行動をとっている者の割合が高くなっています（図1参照）。

（出典）警視庁「中学生の携帯電話によるインターネットの利用等に関する調査」（平成21年2月）

これは、実生活場面で他者との関係を良好に保つことが、インターネット上の危険性を回避する態度を形成できる要因の一つであることを示しています。日頃から家庭や学校での会話を大切にすることが重要だということが分かります。

子供とコミュニケーションを密に交わし、保護者や教師など周りの大人に気軽に相談できる関係を作ることで、子供の日常生活や体調の変化、悩みごとの有無などを察知できます。保護者や教師も、SNSやプロフ、ブログ、動画共有サイト、アプリなど子供が関心を持っているサービスを実際に閲覧・利用し、内容をチェックしてみることで、子供と話し合いのきっかけができたり、子供の気持ちをより理解しやすくなったりすることにつながります。

図1 実生活のコミュニケーションの状況とネット上の危険回避行動



(出典) 警視庁「中学生の携帯電話によるインターネット利用等に関する調査」(平成21年2月)
 調査期間:平成20年7月1日~20日
 調査対象:東京都内の中学生3,049名
 (グラフは、携帯電話を保有していると回答した2,256名についてのデータ)

【特集】スマートフォンを子供に買い与えるとき、保護者が気を付けること

1 フィルタリング未設定によるリスク

Web サイトや、スマートフォンなどのアプリには、子供にとって不適切なもの、閲覧・利用するには年齢が達していないものがあります。フィルタリング機能を正しく設定することで、子供にとって有害な情報などを遮断します。インターネットトラブル事例集に記載している、実際に起きたトラブル事例については、フィルタリング機能を設定していれば防げた可能性が高いものが多いとあります。

<フィルタリングの設定で防げるトラブル（一例）>

フィルタリングの設定は、Web サイトとアプリの両方に対して設定します。これにより、子供がトラブルにあう危険性を減らすことができます。

・事例 a 見知らぬ人と出会い、脅迫される

出会い系サイトだけが見知らぬ人と知り合う手段ではありません。子供の利用が急増している無料通話アプリや SNS などを通して、子供に接近しようとする大人がいます。警察庁によると、平成 25 年では、出会い系サイトに起因して犯罪被害にあった児童が 159 人。SNS などのコミュニティサイトに起因して犯罪被害にあった児童が 1,293 人。コミュニティサイトに起因した被害が、出会い系サイトに起因した被害に比べて、約 8 倍という状況です。無料通話アプリや SNS は、子供が利用するのに適切な年齢に達し、さらに十分な情報モラルが身に付くまでは、フィルタリングを設定して、サービスの利用を制限しましょう。

（出典）警察庁「平成 25 年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」（平成 26 年 2 月）

・事例 b 架空請求を受ける

占いサイトやゲームサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどにアクセスし、架空請求メールが届くといった事例が起きています。子供は、大人に比べて判断能力が十分ではありません。無料という言葉や、サービス運営側の緻密な誘導設計に釣られてサービスの会員登録をしてしまうこともあります。フィルタリング機能は、不適切だと判断された Web サイトなどへのアクセスを防止するので、トラブルにつながる会員登録などを未然に防ぐことができます。

・事例 c 不正アプリのインストールによる個人情報の漏えい

スマートフォンなどでダウンロードして利用するアプリの中には、悪意を持って作られたものも存在します。たとえば、スマートフォンに登録されている電話帳の情報を盗み取るといったアプリがあります。これらの不正アプリを子供が誤ってダウンロードしないよう対策が必要です。フィルタリング機能は、アプリのダウンロードについても適用することができます。

・事例 d スマートフォンの過剰利用による生活習慣の乱れ

無料通話アプリのグループトーク機能で昼夜問わず、友達と会話をしてしまったり、オンラインゲームにはまってしまい、時間を忘れてゲームに夢中になってしまったりすることがあります。学校に行っても、睡眠不足により、授業に集中できないといった弊害が起きてしまいます。フィルタリング機能によっては、利用時間の上限設定や利用可能な時間の設定ができるものもあります。

<フィルタリングの誤解>

子供は、フィルタリング機能について誤解をしている場合があります。子供に、フィルタリングの機能と効果を正しく伝えて設定を行いましょう。

・インターネットで調べ学習ができなくなる

フィルタリングの設定をしても、調べ学習は行えます。フィルタリングは、不適切な Web サイトの閲覧を制限します。信頼のおける Web サイトでの情報収集ができ、調べ学習の質の向上につながります。

・着信音などがダウンロードできなくなる

著作権フリーのサービスは利用できます。著作権違反をしているサービスは、当然、フィルタリング機能によってアクセス制限がかかります。フィルタリングを設定することで、子供は意識しなくても、著作権を守ることができます。

・お店のクーポンがダウンロードできなくなる

ファーストフード店などのクーポンのダウンロードは、Web サイトとアプリのどちらでも利用できます。アクセスに制限がかかるのは、未成年向けでないなど、不適切な内容が含まれているものです。

・SNS でコミュニケーションが友人とできなくなる

フィルタリングの初期設定では、子供が今まで利用していた SNS やゲームサイト、アプリにアクセス制限がかかる場合があります。制限される理由には、サービスに対象年齢が設定されているといったことが挙げられます。しかし、制限されたサービスについて、アクセス制限の解除を行えば、今まで通り、サービスが利用できます。

2 トラブルにあった子供のフィルタリング設定状況

無料通話アプリや SNS などを使えば、見知らぬ人とでも簡単にコミュニケーションが取れるようになります。しかし、相手によっては悪意を持っている場合があり、深刻なトラブルにつながった事例が多数発生しています。たとえ「私の子供は大丈夫」と思っている場合でも、保護者は子供を守るために、フィルタリングの設定を必ず行いましょう。

警察庁によると、コミュニティサイトでのやり取りがきっかけで、トラブルに巻き込まれた子供のうち、94.8%がフィルタリングの設定をしていませんでした。フィルタリングの設定をしていれば、被害を未然に防げた可能性があります。保護者はフィルタリングの設定を、スマートフォンや携帯電話はもちろん、インターネットに接続できる携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーなどにも行いましょう。フィルタリングの設定をすれば、子供が安心して端末を使えるようになります。

(出典)警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果(平成 25 年下半期)」(平成 26 年 5 月) ※平成 25 年度の上期と下期の調査結果の平均値を算出

<フィルタリングに関する Web サイト>

関連省庁や団体では、保護者向けにフィルタリングの普及を目的とした、情報提供を行っています。

保護者向け普及啓発用リーフレット (内閣府)

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/keihatsu/260228/index.html>

フィルタリングサービスを利用しましょう！ (安心ネットづくり促進協議会)

<http://sp.good-net.jp/filtering/>

フィルタリング (有害サイトアクセス制限サービス) をご存知ですか? (総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html

小学生・中学生向け「ちょっと待って! ケータイ&スマホ」リーフレット 2014 年版 (文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1345365.htm

高校生向け「ちょっと待って! ケータイ&スマホ」リーフレット 2014 年版 (文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1345380.htm

3 スマートフォン購入前にチェック

スマートフォンには、「利便性」と「リスク」の2つの側面があります。子供にスマートフォンを買い与えてから、運用面でつまづかないよう、購入前に、保護者自身が各項目の内容に該当するかどうか、確認をしてみてください。すでに子供に利用させている場合も、内容をチェックし、あらためて子供とスマートフォンの利用方法について話し合ってみてください。

- スマートフォンの購入目的が明確である**

▶ どうしてスマートフォンを持ちたいのか、子供に聞きましょう。子供に目的を確認して利用範囲を話し合しましょう。
- 保護者自身がスマートフォンを操作できる。設定方法などに一般知識がある**

▶ セキュリティに関する設定が、自分のプライバシーを守ってくれることを伝え、設定方法を教えましょう。
- 保護者自身がスマートフォンの正しい扱いを態度で示せる**

▶ 食事中や就寝前はスマートフォンを使わないなど、利用のマナーを、保護者が子供に態度で示しましょう。
- 情報モラルとフィルタリングの基礎知識がある**

▶ 購入前に、携帯会社のフィルタリングに関するWebサイトを確認したり、情報モラル研修に参加したりして、情報収集をしておきましょう。
- 家庭内でスマートフォンの利用ルールを、子供と相談しながら決められる**

▶ 利用ルールは、保護者の一方的な押し付けではなく、子供に考えさせ、一緒に話し合いルールを決めましょう。
- 家庭内で決めたルールを定期的に話し合い、見直せる**

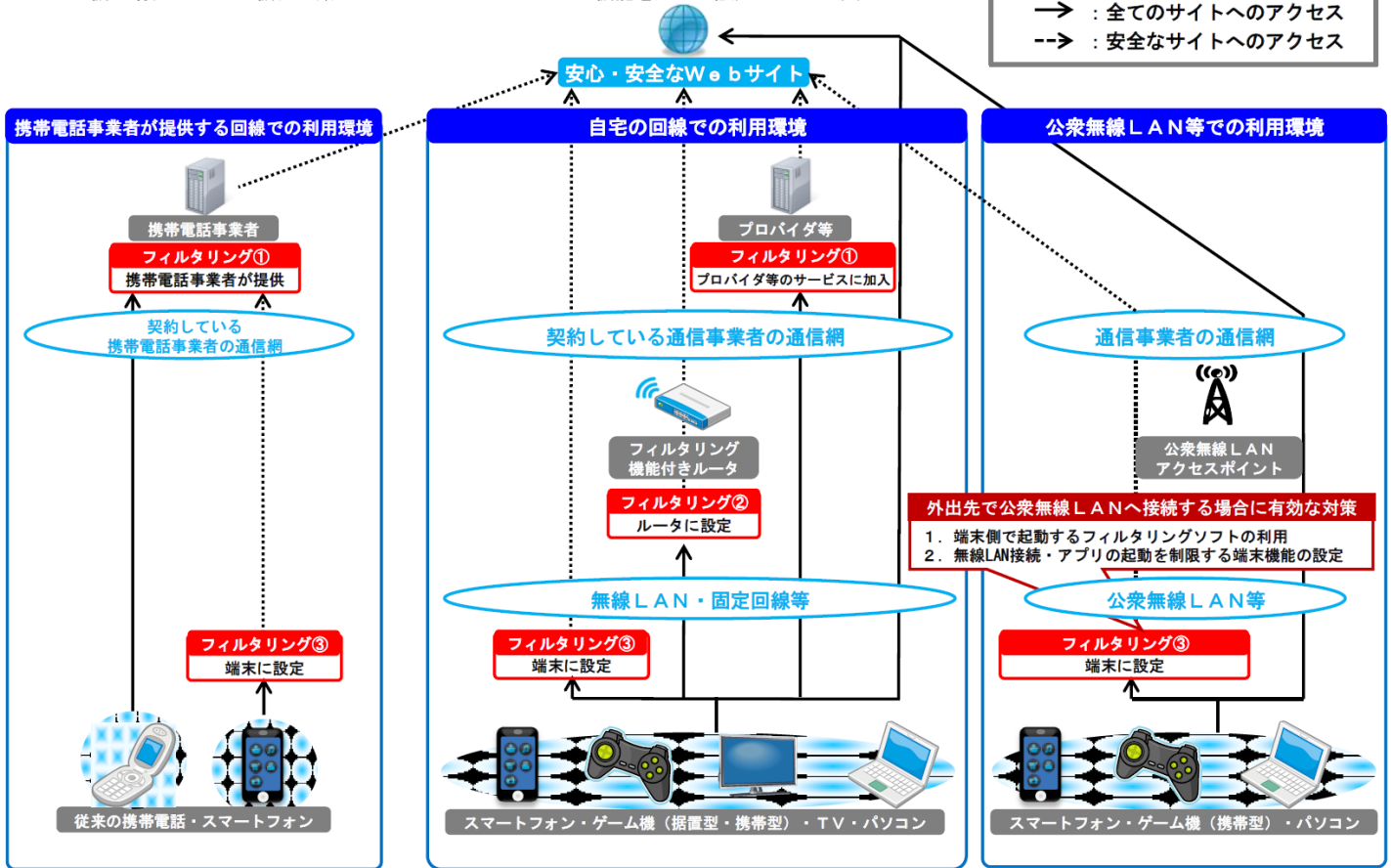
▶ Webサイトやアプリの制限について、子供と相談して利用範囲の変更を検討していきましょう。保護者自身が新しい機能やサービスを知る機会、子供と対話するきっかけにもなります。

フィルタリング利用のポイント ~安心・安全にインターネットを利用するために~

インターネットへの接続回線が多様化しています。利用する端末・インターネット接続回線に合わせ、適切なフィルタリングを利用しましょう。

- 従来の携帯電話の場合 : 携帯電話事業者が提供するフィルタリングを利用しましょう。
- スマートフォンの場合 : 環境に応じて、①~③のフィルタリングを利用しましょう。
- ゲーム機の場合 : 機器内蔵のペアレンタルコントロール機能を適切に設定しましょう。

【凡例】
 → : 全てのサイトへのアクセス
 --> : 安全なサイトへのアクセス



ゲーム機、TV等のインターネットに接続できる機器や、接続できる回線が多様化しています。そのため、従来のフィルタリングの利用だけでは、不十分な事態が生じています。インターネットの利用環境を正確に把握し、適切なフィルタリングを利用しましょう。

インターネット接続の対策

フィルタリング①：携帯電話事業者・プロバイダ等が提供



携帯電話事業者やプロバイダが無料・有料で提供しているフィルタリングは、各事業者のサーバ上で動作しています。

保護者は、外出先で子どもが他の回線からインターネットに接続した場合は、フィルタリングを利用できない点に注意が必要です。

フィルタリング②：ルータに設定



ルータ上で機能するフィルタリングを利用すると、どのような端末から自宅の契約回線に接続しても、ルータを経由する際に確実にフィルタリングが適用されます。

保護者は、外出先で子どもが他の回線からインターネットに接続した場合は、フィルタリングが適用されない点に注意が必要です。

端末の対策

フィルタリング③：端末に設定



多くの端末に搭載されているペアレンタルコントロール機能や、無料・有料でダウンロードできるフィルタリングやセキュリティのアプリケーション等によるフィルタリングは、どのような回線からインターネットに接続しても有効です。

保護者は、フィルタリングの機能しないアプリケーション等の利用を制限する機能と組み合わせて利用する必要がある点に注意が必要です。

1 スマートフォン特有のトラブル

1-1 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出

1. スマートフォン特有のトラブル

事例1-1 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出

スマートフォンは、携帯電話事業者の回線だけでなく、さまざまな無線LANのアクセスポイントを通じて、インターネットに接続できます。

誰でも利用できるアクセスポイントの中には、悪意のある者が接続者の通信内容を窃取するために設置しているものもあるといわれています。

「無料」・「便利」に注意!

原因

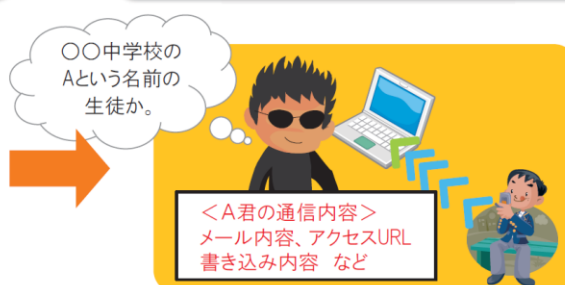
不審な無線LANアクセスポイントへ接続



A君は、友達から「インターネットを無料で利用できる場所がある」と教えてもらいました。A君は、その場所に行き、スマートフォンの無線LAN機能でインターネットに接続し、友達とインターネットを楽しみました。

結果

通信内容を盗み見られる



A君が接続していたアクセスポイントは、接続者の通信内容を盗み見るために悪意を持って設置されたものでした。A君は、知らず知らずのうちに、通信内容を盗み見られてしまいました。

無線LAN: 無線通信を利用してデータの送受信を行うシステム

【解説 1-1】

不審な無線LANのアクセスポイントへの接続により、通信内容が流出した事例

無線LANとは、無線通信を利用してデータの送受信を行うシステムのことで、スマートフォンや一部の携帯電話では、この機能を利用して携帯電話事業者の契約回線以外の通信網を利用することができます。無線LANで携帯電話事業者以外の回線を利用するには、そのほかの事業者や個人が設置する無線LANのアクセスポイントに接続する必要があります。自社ゲーム機の利用者向けに、ゲーム機メーカーが無料で提供しているアクセスポイントなどもあり、多くの子供が利用しています。

通常、個人が設置するアクセスポイントは、プライベートな利用を目的としているためパスワードによる認証がかけられていますが、一部の無線LANはパスワードを入力しなくても接続できるものがあります。これらの多くは、単に設置者の不注意が原因と思われるのですが、中には意図的に接続を誘発することで、接続者の通信内容の窃取などを目的とするアクセスポイントもあるといわれています。

無線LANは、スマートフォンや一部の高性能携帯電話だけでなく、携帯ゲーム機などでも利用されている機能です。従来、子供のインターネット利用は、パソコンと携帯電話にフィルタリングサービスを適用することで一定程度管理できていましたが、無線LAN接続などの普及により、子供のインターネット利用を管理することが難しくなっています。スマートフォンにおいても、無線LAN利用時には従来のフィルタリングが適用されない場合があるため注意が必要です。また、スマートフォンによ

る無線 LAN 接続だけでなく、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤー、テレビなどによるインターネット利用についても、フィルタリングの適用が浸透していないため、子供が安全性の確認できないサイトなどに容易に接続してしまう危険性が指摘されています。保護者は、スマートフォンだけでなく、子供のインターネット利用状況を全般的に把握しておく必要があります。

無線 LAN のアクセスポイントへの接続にあたっては、安全なアクセスポイントであっても、以上のような注意が必要となりますが、アクセスポイントの中には、接続すること自体が危険なものがあります。一般的に、無線 LAN 接続の方が高速であることや、外で友達と一緒に接続できる便利さから、パスワードがなくても接続できるアクセスポイントを子供が安易に利用してしまう可能性があります。不審な無線 LAN のアクセスポイントには接続しないよう指導し、必要があれば、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しているスマートフォンの機能を制限するサービスを利用し、無線 LAN 機能を制限しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①不審な無線 LAN のアクセスポイントの危険性を理解させる」、「②通信内容が盗まれ悪用される危険性があることを理解させる」、「③フィルタリング機能や機能制限サービスを利用する」、「④無線 LAN について教える」ことが求められます。

<予防策>

① 不審な無線 LAN のアクセスポイントの危険性を理解させる

- ・無線 LAN のアクセスポイントは、さまざまな目的で設置されており、不正な目的で設置されているものもあり得ることに注意を促しましょう。

② 通信内容が盗まれ悪用される危険性があることを理解させる

- ・誰でも接続できるからといって、誰が設置したかわからない無線 LAN のアクセスポイントに接続すると、通信内容が窃取される危険性があることを理解させましょう。
- ・窃取された通信内容が、いつ、だれに、どのように悪用されるかわからない危険性があることを理解させましょう。

③ フィルタリング機能や機能制限を利用する

- ・携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者、メーカーが提供している無料・有料サービスを利用すれば、子供のスマートフォンの利用方法を制限することができます。
- ・端末にフィルタリングソフトをインストールすれば、無線 LAN のアクセスポイントに接続した際にもフィルタリングが適用されます。
- ・新規アプリの追加禁止、一部アプリの起動禁止、無線 LAN のアクセスポイントへの接続禁止などを設定することができます。

④ 無線 LAN について教える

- ・子供が日頃どのように無線 LAN を扱っているのか、振り返らせて、安全に無線 LAN を活用できるよう危険性などを教えましょう。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①購入時にスマートフォンの特性・使い方をよく話し合う」ことが求められます。

<予防策>

① 購入時にスマートフォンの特性・使い方をよく話し合う

a) 従来の携帯電話とは全く別の端末であることを理解させる

- ・スマートフォンは、携帯電話の一種として扱われていますが、機能やそれに伴うセキュリティ上の危険性の面では、パソコンにより近いことを理解させましょう。
- ・小さい端末で気軽にさまざまな用途に利用できるため、油断してトラブルに巻き込まれやすいことを理解させましょう。
- ・スマートフォンは、自由度が高く便利な反面、高度な知識を備えていないと思ってもよらないトラブルに巻き込まれる可能性があることを理解させましょう。

b) 購入する目的を事前に子供と話し合う

- ・従来の携帯電話に比べ、毎月の通信費が高くなることが多く、利用にあたって危険も多いスマートフォンをあえて選択する目的を、子供と話し合ひましょう。
- ・子供が利用するサービスの内容を、可能な限り事前に把握しておきましょう。

c) 安全な利用のために必ず保護者が利用状況を確認する必要があることを理解させる

- ・スマートフォンを使いこなすには、高度な機能を自律的に使いこなす知識が必要ですが、子供にはまだそれだけの知識が備わっていないことを自覚させましょう。
- ・子供と話し合ひて決めた利用目的を超える部分については、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が提供するフィルタリングサービスや機能制限サービスなどにより利用を制限する約束をしましょう。

指導のポイント

- 不審な無線 LAN のアクセスポイントの危険性を理解する：
 - ・無線 LAN のアクセスポイントは、さまざまな目的で設置されています。誰でも接続できるアクセスポイントもあり、その中には悪意を持って設置されているものもあるといわれています。
- 通信内容が盗まれ悪用される危険性があることを理解する：
 - ・通信内容が窃取される危険性があるため、不審な無線 LAN のアクセスポイントに接続してはいけません。
 - ・通信内容が窃取されると、氏名や住所、電話番号などの個人情報盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりする恐れがあります。
- フィルタリング機能や機能制限を利用する：
 - ・スマートフォンの機能を制限する機能を、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が提供しています。端末にフィルタリング機能が搭載されているものもあります。子供の無線 LAN 経由でのインターネット接続を禁止することもできるので、必要に応じて利用しましょう。無線 LAN 利用時に、フィルタリング機能を利用できるものもあります。
- 無線 LAN について教える：
 - ・日頃の無線 LAN の使い方を振り返らせ、安全に無線 LAN を使うよう指導しましょう。

1-2 不正アプリのインストールによる意図しない個人情報の流出

1. スマートフォン特有のトラブル

事例1-2 不正アプリのインストールによる意図しない個人情報の流出

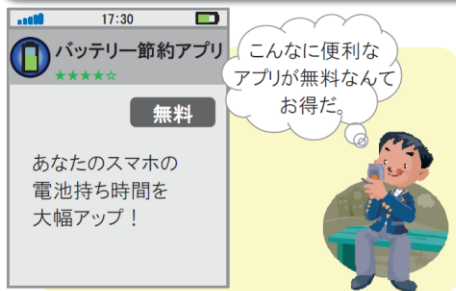
スマートフォンは、アプリのインストールにより、自分の好きなように拡張・カスタマイズが可能。便利な反面、スマートフォン向け「不正アプリ」が急増しています。不正アプリにより、不当請求の連絡やクレジットカード情報や氏名、電話番号、メールアドレスなどの**個人情報**が盗み取られることがあります。

セキュリティ対策を！

「無料」・「便利」に注意！

原因

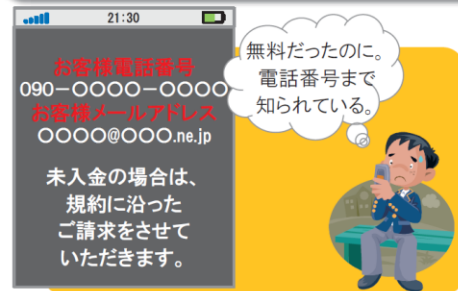
安全性を確認せずにアプリをインストール



A君は、アプリを探していると、スマートフォンの電池持ちがよくなるというアプリを発見。A君は、その提供サイトの**安全性を確認せずに、アプリをスマートフォンにインストールしてしまいました。**

結果

個人情報が流出。不当請求の連絡が届く



A君がダウンロードしたアプリは、電話番号やメールアドレスなどの**個人情報**が盗み取られる「不正アプリ」でした。しばらくすると、**不当請求のメールや迷惑メールが頻繁に届くようになり**ました。

アプリ:「アプリケーション」の略で、ある特定の目的のために設計されたソフトウェア

【解説 1-2】

不正なアプリをインストールして個人情報が流出してしまった事例

スマートフォンの一部の OS 向けのアプリは、メーカーや公式アプリ配布サイトの事前の審査を受けずに、開発者が誰でも自由に配布することができます。そのため一部のスマートフォンの OS に対応したアプリにおいて、ユーザーの情報を盗み取る不正アプリが急増しています。

トレンドマイクロ株式会社の 2013 年 10 月の発表によると、「不正アプリ、または高リスクアプリ」が、2013 年 9 月時点で 100 万件に達しています。そのうち、悪質な挙動をする不正アプリは 75%、アドウェアなどの不審な挙動をする高リスクアプリは 25%を占めるということです。

また、不正アプリの手口も巧妙になってきており、以前はゲーム、アダルト、動画再生を偽装するアプリが中心でしたが、最近は電池を長持ちさせるアプリやセキュリティソフトを偽装するもの、ユーザーに知られることなく「SNS メッセージ」を特定の番号に送信して、有料サービスに無断で登録するものなど、一見して不正なアプリかどうか判断することが難しくなっています。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①スマートフォンのアプリの危険性を理解させる」、「②フィルタリング機能や機能制限を利用する」「③セキュリティ対策ソフトを利用する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①不正アプリを速やかにアンインストールする」、「② 利用料金の請求を受けても言われるままに支払わないよう指導する」、「③ 個人が特定されていても慌てて業者へ連絡しないよう指導する」、「④ 不当請求が続く場合などは、最寄りの専門機関に保護者が相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① スマートフォンのアプリの危険性を理解させる

a) 安全性の保証されていないアプリが提供されていることを認識させる

- ・従来の携帯電話のアプリは、厳格な管理の下に提供されていましたが、スマートフォンのアプリの中には、個人情報や無断で外部に送信するなどの不正な機能を持つものも提供されていることを理解させましょう。
- ・多くの人々が利用しているからといって、安全性が保証されているわけではないことを理解させましょう。
- ・無料アプリなどを無暗にインストールしないよう指導しましょう。

b) 安全なアプリの利用方法を指導する

- ・アプリをインストールする際には、電気通信事業者が運営するサイトなど、高い安全性を保証しているアプリ提供サイトを利用するように子供を指導しましょう。
- ・アプリをインストールする途中、端末内の情報への「アクセス許可」を求めるメッセージが表示される場合があるので、その中に個人情報が含まれていないか注意するよう指導しましょう。
- ・安全性が確認できないサイトや不審なメールに記載されたサイトからアプリをインストールするのは絶対にやめるよう指導しましょう。

② フィルタリング機能や機能制限を利用する

- ・子供が使う携帯電話やパソコンなどには、フィルタリング（アクセス制限機能）を利用し、子供がアダルトサイトや出会い系サイトなどの安全性が確認できないサイト、金銭トラブルの元となりやすいゲームサイト、ショッピングサイトなどへ容易にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話各事業者はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者に申し出る必用があります（青少年インターネット環境整備法）。

③ セキュリティ対策ソフトを利用する

- ・セキュリティソフト事業者が提供しているアプリを利用すれば、既知の不正アプリを検出し不正アプリのインストールを未然に防ぐことができます。
- ・ただし、セキュリティ対策ソフトがすべてのウイルスや不正アプリを検出できるわけではありません。過信することなく、不審なアプリは無闇にインストールしないようにしましょう。

<対処方法>

① 不正アプリを速やかにアンインストールする

- ・不正なアプリをインストールしてしまった場合は、速やかに該当のアプリをアンインストール（アンインストールとはアプリを削除し、インストール前の状態に戻すこと）しましょう。
- ・アンインストールの方法はスマートフォンのOSや端末によって異なります。
- ・アンインストール方法が分からない場合は、購入店舗や電気通信事業者の相談窓口などに連絡して教えてもらうようにしましょう。

② 利用料金の請求を受けても言われるままに支払わないよう指導する

a) 言われるままに支払わないよう指導する

- ・電子消費者契約法（第3条）により、注文・申込みをした場合、事業者側が申込み承諾の連絡をし、かつ、それが申込者に届かない限り、法律上では契約成立となりません。
- ・画面を見ただけで請求が届いた場合は、そもそも契約が成立していませんので、言われるままに支払わないようにしましょう。

b) 未成年の契約は取り消せることを理解させる

- ・未成年者が行った契約は保護者が取り消すことができます。

③ 個人が特定されていても慌てて業者へ連絡しないよう指導する

a) 絶対に相手の業者へ連絡しないよう指導する

- ・「登録されました」、「入会ありがとうございます」などとサイト上に表示されたりメールが届いたりしても、契約成立とは限りません。
- ・慌てて業者へ連絡を取ると、脅迫的な請求行為をエスカレートさせる危険があるので、絶対にやめましょう。

b) 個人が特定されても不当請求への対応方法は変わらないことを理解させる

- ・現在のところ、個人が特定された不当請求の場合も、直接業者からメールが届く程度の被害しか報告されていないため、従来の不当請求と同じく、業者からの連絡は一切無視しましょう。

④ 不当請求が続く場合などは、最寄りの専門機関に保護者が相談する

- ・判断に迷う場合や不当請求が続く場合などは、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談しましょう。

- 全国の消費生活センター窓口一覧

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

- 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①購入時にスマートフォンの特性・使い方をよく話し合う」ことが求められます。

<予防策>

① 購入時にスマートフォンの特性・使い方をよく話し合う

a) 従来の携帯電話とは全く別の端末であることを理解させる

- ・スマートフォンは、携帯電話の一種として扱われていますが、機能やそれに伴うセキュリティ上の危険性の面では、パソコンにより近いことを理解させましょう。
- ・小さい端末で気軽にさまざまな用途に利用できるため、油断してトラブルに巻き込まれやすいことを理解させましょう。
- ・スマートフォンは、自由度が高く便利な反面、高度な知識を備えていないと思ってもよらないトラブルに巻き込まれる可能性があることを理解させましょう。

b) 購入する目的を事前に子供と話し合う

- ・従来の携帯電話に比べ、毎月の通信費が高くなることが多く、利用にあたって危険も多いスマートフォンをあえて選択する目的を、子供と話し合ひましょう。
- ・子供が利用するサービスの内容を、可能な限り事前に把握しておきましょう。

c) 安全な利用のために、必ず保護者が利用状況を確認する必要があることを理解させる

- ・スマートフォンを使いこなすには、高度な機能を自律的に使いこなす知識が必要ですが、子供にはまだそれだけの知識が備わっていないことを自覚させましょう。
- ・子供と話し合って決めた利用目的を超える部分については、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が提供するフィルタリングサービスや機能制限サービスなどにより利用を制限する約束をしましょう。

指導のポイント

- スマートフォンのアプリには危険なものがあることを理解する：
 - ・インストールすると意図せずに個人情報を送信されるといった、不正アプリがあることを認識しましょう。
 - ・アプリのインストールは、安全性が確認されているアプリ提供サイトを利用しましょう。
- 身に覚えのない請求は、慌てて業者に連絡しない：
 - ・不当な請求や迷惑メールは、無視しましょう。一人で悩まずに、保護者や教師に相談しましょう。
- フィルタリング機能や機能制限を利用する：
 - ・スマートフォンの機能を制限する機能を、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が提供しています。端末に機能が搭載されているものもあります。子供のアプリのダウンロードの制限もできるので、必要に応じて利用しましょう。無線 LAN 経由での接続時に、フィルタリングが適用されるか確認をしましょう。
- 「スマートフォン プライバシー ガイド」を参照する：
 - ・総務省では、スマートフォン利用時に注意すべき事項を「スマートフォン プライバシー ガイド」として、公表しています。適宜参照してください
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000168377.pdf)。
- 悪意のある Web サイトやアプリがあることを教える：
 - ・すべての Web サイトやアプリが安全ではなく、一部には悪意を持って作成されたものがあることを教えましょう。

2 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

2-1 SNS やプロフなどでのいじめ

2. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

事例2-1 SNSやプロフなどでのいじめ

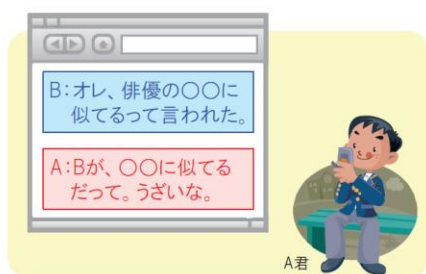
SNSやプロフ、ブログなどで、身の回りに起きた出来事を発信したり、友達の書いた日記などにコメントを書き込んだりする子供たちが増えています。SNSの利用者数は年々増加しています。しかし、書き込みが原因となったトラブルも数多く発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

原因

SNSに悪口を書き込んでしまう



SNSを利用していた小学6年生(男子)のA君。SNSには、多数の友達が登録されていました。ある時、A君は、冗談で友達B君の悪口をSNSに記入。B君には、見られないように設定していましたが、ほかの友達C君からB君に伝わりました。

結果

SNSでのケンカで学校に行けなくなる



A君の書き込みに激怒したB君は、自分の日記にきつい言葉でA君への文句を書き込みました。それは、SNS上の友達にあっていう間に広まりました。落ち込んでしまったA君は、学校に行けなくなりました。

SNS:ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service) プロフ:自己紹介(プロフィール)サイト

【解説 2-1】

SNS での不用意な発言によりトラブルになった事例

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、インターネット上で友達などを紹介しあって、個人間の交流を支援するサービスです。自分のプロフィールや日記などを、公開先の範囲を選択して公開できるほか、SNS上の友達などの日記や投稿を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができます。平成23年12月時点の国内ネットユーザーは9,610万人に達しており、そのうちの45%に当たる4,289万人がSNS利用者といわれています。

プロフ(プロフィールサイト)とは、インターネット上で公開する自己紹介サイトのことであり、無料で作成できます。サイトにあらかじめ用意されている質問項目(性別・名前・誕生日・住んでいるところなど)から、公開したいものだけに答えていくだけで簡単に自己紹介ページをつくることができ、写真を掲載することもできます。

SNSやプロフはコミュニケーションツールにもなっており、子供たちは、自分のことを友達に知ってほしい、情報を交換したいという気持ちから、プロフに自分の身の回りで起こったことを書き込んだり、友達との写真を掲載したりして、楽しんでいきます。

一方で、SNS やプロフでの書き込みが原因のトラブルも多く発生しています。これらのトラブルの多くは、子供たちが自分の書いた言葉が相手にどのように伝わるかの配慮に欠けていたり、自らの行動がどのような結果を招くかの理解が不足していたりすることに起因しています。子供たちが軽い冗談のつもりで書き込んだ言葉でも、相手の気持ちを考えていない発言は相手を傷付けてしまうことがあります。また、SNS やプロフのような短い文章でのコミュニケーションは、誤解されることも多々あります。

また、SNS やプロフがいじめに使われたりすることも多く、他人の名前、連絡先を語って SNS やプロフを作り、顔写真を掲載して、援助交際を希望する書き込みをしたり、友達の悪口を書き込んだりするといった、悪質ないじめの道具にもなっています。SNS やプロフでのいじめが、現実のいじめに発展することもあります。

SNS やプロフでのいじめは保護者や教師が気付かないうちに進行します。これは、SNS やプロフが友達限定で公開されることが多く、大人が SNS やプロフのサービスや書き込みの内容を把握しづらいことが一因です。また、友達限定で公開しているという安心感から、情報発信に対する緊張感が緩みがちになる点も注意が必要です。

文部科学省の「子供の携帯電話等の利用に関する調査」（平成 21 年 5 月）によると、中高生でプロフを公開したことがある生徒の割合は、中学 2 年生 13%、高校 2 年生 44%となっています。その一方で、自分の子供がプロフを公開していると思う保護者は、中学 2 年生の保護者 7%、高校 2 年生の保護者 16.5%となっており、保護者と子供の間で認識の開きがあります。

また、株式会社リクルートの「高校生の WEB 利用状況の実態調査」（平成 24 年 7 月）によると、高校生の SNS の利用率は 77.0%となっており、平成 23 年と比べて 15 ポイント増加しています。最近では、従来並立していたサービスが総合化してきたため、多くのサイトが SNS と呼ばれるようになっていきます。例えば、これまでゲームサイトとして捉えられてきたサービスも、コミュニティ機能が強化された結果、SNS に含まれるようになりました。保護者や教師は、各サービスを単独で捉えるのではなく、サービス間で連携していることを前提に子供を指導する必要があります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①インターネットの特性を理解させる」、「②悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる」、「③SNS やプロフについて知り、子供の利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

＜予防策＞

① インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができないことを理解させましょう。
- ・特に SNS やブログは、友達限定で公開しているからと、子供は安心して軽い気持ちで書き込みをしがちですが、それは人のつながりを通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。書き込みはさまざまな人に見られる可能性があることを意識させ、内容に注意するよう促しましょう。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

- ・ SNS やプロフを含め、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。
- ・ 子供は、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）から提出されたログを解析し、どのコンピューターから書き込んだかを割り出し、書き込んだ人を特定することができることを理解させましょう。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる

- ・ 悪質な誹謗中傷を書き込み、相手の名誉を傷付けた場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう。
 - ・ 刑法第 230 条（名誉毀損）では、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。」と規定されています。
 - ・ 民法は、他人に損害を与えたら賠償金を支払うことを定めています。民法第 723 条（名誉毀損における原状回復）では、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。」と規定されています。

③ SNS やプロフについて知り、子供の利用状況を確認する

- ・ 保護者や教師が実際に SNS やプロフにアクセスし、そこから発信されている情報を見てみましょう。
- ・ 子供が SNS やプロフを開設している場合は、その URL や ID などを教えてもらい、実際にスマートフォンや携帯電話、パソコンから閲覧してみましょう。
- ・ 本人や友達の実名や学校名などの個人情報が掲載されているかどうかを確認しましょう。子供たちがいかに無防備に情報を発信しているかに気付くはずですが。
- ・ 子供が SNS やプロフを開設しているかどうかについては、保護者同士のネットワークを使って把握することも考えられます。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・ SNS やプロフなどに書き込まれた内容が名誉毀損などにあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページの URL、書き込みをした者の ID などを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者などに削除を依頼することができます。
- ・ 身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①相手の気持ちを考えるよう指導する」、「②子供の心の変化やいじめの兆候に注意を払う」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

a) 相手を傷付けるような言葉は使わないよう指導する

- ・ インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷付けるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・ 書き込んだ本人は軽い冗談のつもりやいたずら心で書いた言葉でも、気付かないうちに相手をひどく傷付けてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷付けてしまうことがあることを理解させましょう。

b) 文字によるコミュニケーションは感情や真意が伝わりにくいことを理解させる

- ・ 文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えたかった真意が伝わらずに、相手に誤解されてしまうことがあります。
- ・ 文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

② 子供の心の変化やいじめの兆候に注意を払う

・保護者や教師は、子供がいつでも相談しやすい環境をつくとともに、子供の様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるように注意を払いましょう。いじめの兆候としては、以下のようなことが挙げられます。

- 家での会話が減る。
- 学校や友達のことを話さなくなる。
- 食欲不振や不眠を訴える。
- 家でお金がなくなったり、子供が使い道のはっきりしないお金を欲しがったりする。
- 学校に行きたがらない、サボる。
- 成績が低下する。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

a) いじめにあった場合やいじめに気付いた場合は、大人に相談するよう指導する

- ・書き込みによる誹謗中傷は内容が過激になりやすく、周囲には知られたくないとの思いから子供はいじめの事実を隠そうとします。しかし、言葉の暴力は子供の心を深く傷付けるため、早急な対応が必要です。
- ・保護者や教師は、子供とのコミュニケーションを密にして、もし、いじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。ほかの子供がいじめにあっていることに気付いた場合についても同じです。

b) 専門家に相談するなどして子供をケアする

- ・誹謗中傷を書き込まれて、子供がショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。
- ・書き込みをした子供も、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、書き込みをした子供に対するケアも必要です。

指導のポイント

- 相手の気持ちを考える：
 - ・軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷付けてしまうことがあります。相手が書き込んだ内容を読んで、どのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。SNS ではグループ限定で公開しているつもりでも、グループ内の友達を通じて、知らない人に伝わる可能性があります。一度拡散した情報は完全には削除できません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：
 - ・書き込み内容が悪質な場合、犯罪となる可能性があります。インターネット上で誹謗中傷を行ってははいけません。
- SNS やプロフを確認する：
 - ・子供が利用している SNS やプロフがどのようなものか、スマートフォンなどで、実際に確認してみましょう。
- 子供の心の変化やいじめの兆候に注意を払う：
 - ・家庭での会話を大切にし、子供が相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。
- 文字によるコミュニケーションの注意点を教える：
 - ・友達との文章でのやり取りは端的になりがちです。それだけ相手に誤解を与える可能性があることを教えましょう。

2-2 なりすまし投稿による誹謗中傷

2. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ 事例2-2 なりすまし投稿による誹謗中傷

SNSや掲示板で他人になりすまして、誹謗中傷などの書き込みをする「なりすまし投稿」によるトラブルが起きています。誹謗中傷を受けた相手から、**名誉棄損で訴えられる**こともあります。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

原因

他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをする



X校のA君は、Y校のB君と仲が良くありませんでした。A君は、B君に嫌がらせをしようと考え、SNS上でB君になりすまし、「Y校のCがゲームソフトを万引きしている」という嘘の書き込みをしました。

結果

書いた人物が判明。学校間のトラブルに発展



C君は犯人として扱われました。しかし、C君は万引きをしていません。C君がB君に問い詰めると、**B君の書き込みではないとわかりました**。さらに調べると、X校のA君の書き込みだと判明。**学校間のトラブルに発展**しました。

SNS:ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)

【解説 2-2】

軽い気持ちで「なりすまし投稿」をして大きなトラブルになった事例

「なりすまし投稿」とは、SNSやプロフ、ブログ、掲示板などの多くの人が閲覧するサイトに、友達や架空の人物になりすまして投稿したり、コメントを書き込んだりする行為です。他人になりすましてみだらな写真を掲載したり、援助交際を求める記事を投稿したり、誹謗中傷を書き込んだりすることが挙げられます。

なりすましをされた被害者は、誰がなりすましたのかが分からないため、疑心暗鬼になり心理的なプレッシャーを受けてしまいます。

この事例では、知人になりすまして、仲の良くない知人を万引き犯として、SNS上に書き込みをしました。

なりすまして投稿した人は、誰が書いたか分からないと思っている場合がありますが、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録(ログ)が残ります。悪質な誹謗中傷で事件に発展する恐れがある場合、警察からの要請があれば、サイトの運営会社(運営者)から提出されたログを解析し、どのコンピューターから書き込んだかを割り出し、書き込んだ人を特定することができます。

この事例のように、なりすまし投稿は冤罪の被害者を生み出すだけでなく、相手の信用・名誉を著しく傷付けてしまいます。また、なりすまして投稿した人と被害者の人間関係も崩壊してしまいます。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①インターネットの特性を理解させる」、「②悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます

<予防策>

① インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

・SNS やプロフ、ブログ、掲示板など、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。

・子供たちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）から提出されたログを解析し、どのコンピューターから書き込んだかを割り出し、書き込んだ人を特定することができることを理解させましょう。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる

・悪質な誹謗中傷を書き込み、相手の名誉を傷付けた場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう（具体的な規定の例については p. 21 を参照）。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

・SNS やプロフ、ブログ、掲示板などに書き込まれた内容が名誉毀損などにあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページの URL、書き込みをした者の ID などを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者などに削除を依頼することができます。

・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①相手の気持ちを考えるよう指導する」、「②子供の心の変化やいじめの兆候に注意を払う」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷付けるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・書き込んだ本人は軽い冗談のつもりやいたずら心で書いた言葉でも、気付かないうちに相手をひどく傷付けてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷付けてしまうことがあることを理解させましょう。

② 子供の心の変化やいじめの兆候に注意を払う

- ・保護者や教師は、子供がいつでも相談しやすい環境を作るとともに、子供の様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるよう注意を払いましょう。(p. 23 を参照)

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

a) いじめにあった場合やいじめに気付いた場合は大人に相談するよう指導する

- ・なりすまし投稿によるいじめ（心当たりのない誹謗中傷など）は、被害者の心を深く傷付けます。周囲には知られたくないとの思いから、子供たちはいじめの事実を隠そうとします。
- ・保護者や教師は、子供とのコミュニケーションを密にして、もし、いじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。ほかの子供がいじめにあっていることに気付いた場合についても同じです。

b) 専門家に相談するなどして子供をケアする

- ・なりすまし投稿による誹謗中傷などを書き込まれて、子供がショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。
- ・なりすまし投稿をしてしまった子供も、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、その原因を探り、どのように解決したらいいかを考えましょう。

指導のポイント

- 相手の気持ちを考える：
 - ・軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷付けてしまうことがあります。相手が書き込んだ内容を読んで、どのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。SNS ではグループ限定で公開しているつもりでも、グループ内の友達を通じて、知らない人に伝わることがあります。一度拡散した情報は完全には削除できません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：
 - ・書き込み内容が悪質な場合、犯罪となることがあります。インターネット上で誹謗中傷を行ってははいけません。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- SNS やプロフを確認する：
 - ・子供が利用している SNS やプロフがどのようなものか、スマートフォンなどで、実際に確認してみましょう。
- 誹謗中傷が呼び起こす事の重大さを教える：
 - ・悪質な書き込みは、友達との関係を悪化させるほか、名誉棄損で訴えられる可能性があることを教えましょう。

2-3 動画共有サイトを用いたいじめ

2. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ 事例2-3 動画共有サイトを用いたいじめ

今ではすっかりと定着した動画共有サイト。子供たちも利用しています。
子供でも手軽に動画投稿ができるため、いじめの様子を投稿したり、その動画がきっかけとなり、さらに悪質な誹謗中傷やいじめにつながる事例が発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

データは消えずに残る!

原因

いじめの様子を撮影した動画を投稿



中学2年生(男子)のA君は、同じクラスの数人からいじめにあっていました。いじめている数人のうちの一人が、いじめの様子を携帯電話で動画で撮影。皆がおもしろがり、動画共有サイトに投稿しようという話になりました。

結果

さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生



動画共有サイトにいじめの様子が投稿されると、それを見たほかの生徒から、いじめられているA君への誹謗中傷が相次ぎました。A君へのいじめはさらに深刻になり、A君は学校に行けなくなりました。

動画共有サイト:誰でも動画が投稿でき、他者が投稿した動画を視聴できるサイト。コメントも書き込める

【解説 2-3】

動画共有サイトにいじめの様子が投稿された事例

動画共有サイトとは、インターネット上で、さまざまな人が動画を自由に投稿できるサイトのことを指します(動画サイト、動画投稿サイトなどとも呼ばれます)。音楽やアニメなど、さまざまなジャンルの動画を投稿・共有できます。

一般社団法人日本レコード協会が平成23年8月に公表した「動画共有サイトの利用実態調査検討委員会報告書」によると、日本の13~69歳人口の73.6%(6,914万1,000人)が動画共有サイト利用経験者(過去に一度でも動画共有サイトを利用したことがある人)であると推計されています。

一部の動画共有サイトでは、動画と合わせてコメントを投稿する機能を備えており、動画投稿者とコメント投稿者との双方向性が人気となっている動画共有サイトも存在します。

動画投稿の手軽さから、さまざまな動画が投稿されています。著作権を侵害したアイドルグループの動画やアニメの動画などのトラブルも多く報告されています。

動画共有サイトは、子供たちにとっても非常に人気の高いサービスです。総務省の実施した「ソーシャルメディアの利用実態に関する調査」(平成22年3月)によると、動画共有サイトを週1回以上閲覧する割合は、若年層(10代~30代)で68.7%、中年層(40代・50代)で58.7%、高齢層(60歳以上)で56.3%と、すべての年代で半数を超えており、動画共有サイトには大きな影響力がありま

す。また、一般社団法人日本レコード協会が公表した「動画共有サイトの利用実態調査検討委員会報告書」（平成23年8月）によると、10代の動画共有サイト利用経験者の半数以上が「ほぼ毎日」、動画共有サイトを利用していると回答しており、一部の子供にとってはテレビに匹敵するメディアとなっていることが窺えます。今まで簡単に手に入らなかった動画を手軽に閲覧でき、大きなメリットも期待できますが、著作権の侵害やいじめの温床になる可能性も否定できません。

この事例は、いじめの動画を動画共有サイトにアップロードした事例であり、動画共有サイトによる新たな脅威となっています。動画投稿者とコメント投稿者の双方向性を担保するコメント機能は、さらなるいじめを助長する可能性もあります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①動画共有サイトの特性を理解させる」、「②悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる」、「③動画共有サイトについて知り、子供の利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①悪質な誹謗中傷の動画投稿があった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 動画共有サイトの特性を理解させる

a) 投稿された動画は多くの人にすぐに広がることを理解させる

- ・投稿された動画は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された動画は完全には消すことができないことを理解させましょう。
- ・動画共有サイトにはコメント投稿機能があり、動画に対してコメントをつけることができます。これを使ってさらなる誹謗中傷やいじめの書き込みが行われ、トラブルが拡大する可能性があります。

b) 動画投稿者は特定できることを理解させる

- ・動画共有サイトを閲覧したり、動画共有サイトに投稿したりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。
- ・警察からの要請があれば、動画共有サイトの運営会社（運営者）は投稿の記録を提出しなければならぬので、どのコンピューターから投稿したかが分かり、投稿者を特定することができます。これを理解させましょう。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる

- ・悪質な誹謗中傷となる動画投稿を行い、相手の名誉を傷付けた場合は、刑事と民事の両方で責任を追及されることがあることを子供に理解させましょう。

③ 動画共有サイトについて知り、子供の利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際に動画共有サイトにアクセスし、投稿されている動画やコメントを見てみましょう。子供が動画共有サイトの閲覧や投稿を頻繁に行っている場合は、その URL や ID などを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。
- ・子供が動画投稿をしているかどうかについては、保護者同士のネットワークを使って把握することも考えられます。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の動画投稿があった場合は削除依頼する

- ・動画共有サイトに投稿された動画やコメントが名誉棄損などにあたると思われる場合は、投稿された動画やコメント、ページの URL、投稿者の ID などを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）した上で、サイトの管理者などに削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①相手の気持ちを考えるよう指導する」、「②子供の心の変化やいじめの兆候に注意を払う」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の行いに対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷付けるような行動はとらないよう指導しましょう。
- ・投稿した本人は軽い冗談のつもりで投稿した動画でも、気付かないうちに相手をひどく傷付けてしまうことがあります。誹謗中傷のつもりでなくても、相手を傷付けてしまうことがあることを理解させましょう。
- ・このほか、動画共有サイトへの投稿に関しては、社会的・倫理的に問題のある動画を投稿する事例が見られます（例えば、脱衣の経過、公衆トイレへのいたずらの経過などを撮影した動画）。不用意な動画投稿はしないよう指導しましょう。

② 子供の心の変化やいじめの兆候に注意を払う

- ・保護者や教師は、子供がいつでも相談しやすい環境を作るとともに、子供の様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れて

いないかを、早く察知できるよう注意を払いましょう（p.23を参照）。

＜対処方法＞

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

a) いじめにあった場合やいじめに気付いた場合は大人に相談するよう指導する

- ・周囲には知られたくないとの思いから、子供はいじめの事実を隠そうとします。
- ・保護者や教師は、子供とのコミュニケーションを密にして、もし、いじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。ほかの子供がいじめにあっていることに気付いた場合についても同じです。

b) 専門家に相談するなどして子供をケアする

- ・いじめの動画を投稿されたり誹謗中傷を書き込まれたりして、子供がショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。
- ・動画投稿をした子供も、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、書き込みをした子供に対するケアも必要です。

指導のポイント

- 相手の気持ちを考える：
 - ・投稿されたいじめの動画を見て、相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- 動画共有サイトの特性を理解する：
 - ・投稿された動画は多くの人にすぐに広まります。一度公開された動画は、完全には削除できません。
 - ・インターネット上の書き込みと同様、動画共有サイトへの投稿も、調べれば投稿者を特定することができます。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：
 - ・投稿動画の内容が悪質な場合、犯罪となることがあります。インターネット上で誹謗中傷を行ってはけません。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- 子供の心の変化やいじめの兆候に注意を払う：
 - ・家庭での会話を大切にし、子供が相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。
- いじめについて話し合う：
 - ・インターネットを介したいじめと、現実に行われているいじめは同じだということを教えましょう。

3 ウイルスの侵入や個人情報の流出

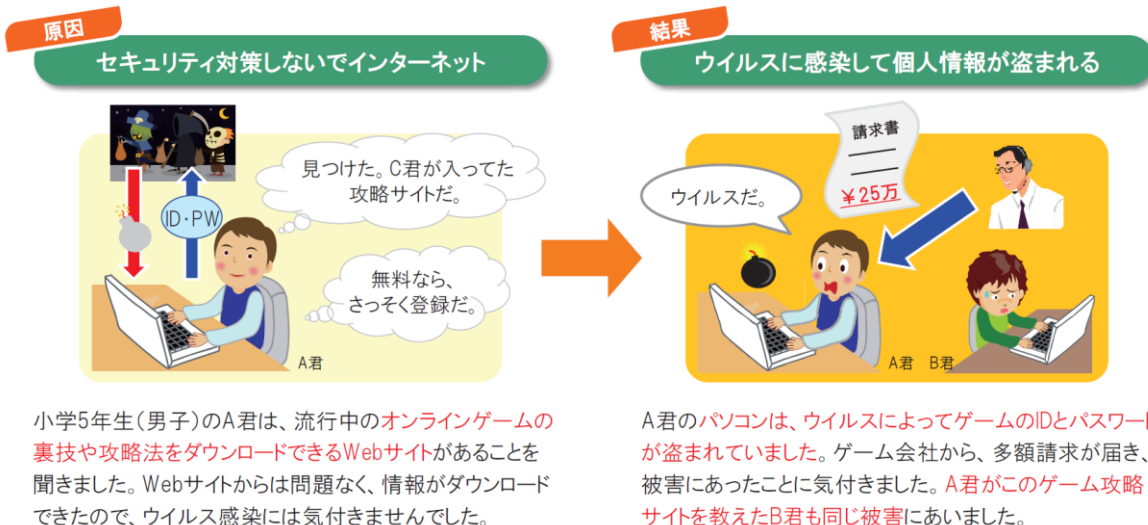
3-1 パソコンのコンピューターウイルスの感染

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出 事例3-1 パソコンのコンピューターウイルスの感染

パソコンの適切なセキュリティ対策は大切です。子供が悪意のあるWebサイトにアクセスしてしまい、ウイルスに感染してパソコンが動かなくなったり、**個人情報**が盗まれたりする被害が起きています。

セキュリティ対策を！

「無料」「便利」に注意！



【解説 3-1】

気付かぬうちに不正サイトにアクセスしウイルスに感染した事例

近年インターネット経由のコンピューターウイルス被害が増加し、快適で安全なコンピューターの利用が妨げられています。平成25年1月の警視庁ハイテク犯罪対策総合センターの相談窓口における電話受理状況によると、ネットワークセキュリティやウイルスによる被害は相談件数全体の約10.5%を占めています。

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)によると、平成25年のウイルスの年間届出件数は、6,596件(検出数は195,550個)です。平成24年と比較すると、ウイルス検出件数は約22%、ウイルス届出件数は約36%、それぞれ減少しています。しかし、悪意あるWebサイトに誘導したり、Webサイトを閲覧するだけで感染したりしてしまうコンピューターウイルスも増えているため、引き続き警戒が必要です。

パソコンの基本ソフトウェア(OS)やそのほかのアプリソフトには思わぬ弱点(脆弱性)がある場合があります。その弱点のために、コンピューターウイルスの侵入を許し、感染してしまう場合があります。

コンピューターウイルスに感染した結果、この事例のようにID、パスワードが流出し、金銭的被害につながるケースもあるため、常に注意を払うことが大切です。子供とパソコンを共有している場合は、子供が気付かずに不正サイトにアクセスするなどしてウイルスに感染してしまうこともあるので、特に注意しましょう。また昨今では、スマートフォンをねらったウイルスが急増しており、ス

スマートフォンを利用する場合にも対策を施しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがあることを理解させる」、「②個人情報盗まれ悪用される危険性があることを理解させる」、「③ウイルス対策ソフトを導入し、最新の対策を施すよう指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①コンピューターウイルスの相談窓口などに相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがあることを理解させる

- ・コンピューターウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（脆弱性）」を悪用して侵入します。
- ・最近のウイルスは、パソコン画面の見た目では感染していることが分からないものが多くなっています。気付かないうちに自分のパソコンに感染し、それを起点にさらに周囲の人やほかの多くの人にも感染を広める可能性があります。
- ・ウイルスの被害は、インターネットを利用している人であれば常に誰にでも起こり得ることで

② 個人情報盗まれ悪用される危険性があることを理解させる

- ・コンピューターウイルスに感染すると、パソコンの動作に障害が出たり、ファイルが壊れたりするだけでなく、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。

③ ウイルス対策ソフトを導入し、最新の対策を施すよう指導する

- ・被害を防ぐためには、ウイルス対策ソフトやサービスを導入して、ウイルスの侵入を阻止したり、侵入してしまったウイルスを駆除したりする必要があります。
- ・コンピューターウイルスは日々新しいものが発生するため、ウイルス対策ソフトの定義ファイル（ウイルスの特徴を記録したデータファイルで、ウイルス対策ソフトはこれを基準にウイルスかどうかを判別する）を最新のものに更新し、定期的にウイルスのチェックをする必要があります。
- ・ウイルス対策ソフトによっては、定義ファイルを最新版にアップデートしたり、ウイルスチェックを自動で行ったりするように設定することもできます。
- ・コンピューターウイルス対策は、パソコンにインストールするウイルス対策ソフトだけではなく、インターネットサービスプロバイダーが提供しているウイルスチェックサービスなどを利用して、二重に行うとより安全です。

- ・スマートフォンをねらったウイルスも発見されており、スマートフォンにもウイルス対策を施しましょう。

<対処方法>

① コンピューターウイルスに関する相談窓口などに相談する

- ・コンピューターウイルスを発見したり、コンピューターウイルスに感染したりした場合は、身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口など）に相談するのもよいでしょう。

○ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）情報セキュリティ安心相談窓口

<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①コンピューターウイルスの危険性について理解させる」、「②無料のゲームや音楽などをダウンロードしたいときは保護者に相談するよう指導する」ことが挙げられます。

<予防策>

① コンピューターウイルスの危険性について理解させる

- ・どのような場合にパソコンがコンピューターウイルスに感染するか、ウイルス感染により流出した個人情報がどのように悪用される可能性があるかを家庭や学校で話し合い、理解させるようにしましょう。
- ・ウイルス感染によってどのような被害があるのか、具体的に自分たちがどのように困るのか、さらにはウイルスの種類によっては家族や友達などの個人情報がインターネット上に流出してしまい、悪用される恐れがあることなどを具体的に説明しましょう。

② 無料のゲームや音楽などをダウンロードしたいときは保護者に相談するよう指導する

- ・無料のゲームや音楽などをダウンロードすると、コンピューターウイルスに感染する可能性も高まります。保護者が安全なサイトであるかを確認してからダウンロードをするよう指導しましょう。

指導のポイント

- 知らないうちにウイルス感染し、周囲にも広める可能性があることを理解する：
 - ・ウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（ぜい弱性）」を悪用して侵入します。近年のウイルスの特徴は、パソコン画面の見ただけでは感染していることが分からないことです。
 - ・自分のパソコンだけでなく、周囲の人や他人のパソコンにもウイルス感染を広める可能性があります。
- 個人情報盗まれ、悪用される危険性があることを理解する：
 - ・ウイルスに感染すると、氏名や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。
- ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新する：
 - ・ウイルス対策ソフトなどを活用しましょう。新種ウイルスも感染防止できるように、常に最新の状態に更新しましょう。
 - ・スマートフォンを狙ったウイルスもあります。スマートフォンのセキュリティ対策も行いましょう。
- 悪意のある Web サイトやアプリがあることを教える：
 - ・すべての Web サイトやアプリが安全ではなく、一部には悪意を持って作成されたものがあることを教えましょう。

3-2 SNS やプロフからの個人情報流出による嫌がらせ

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出

事例3-2 SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ

SNSやプロフなどに安易に自分の氏名や学校名などの**個人情報を記載したために、嫌がらせを受ける被害**が起きています。インターネット上に個人情報を掲載することが、どのようなことか考えてみましょう。

みんなが見ている!

データは消えずに残る!

違法行為!

原因

SNSをに個人を特定できる情報を投稿



中学1年生(女子)のAさんは、親友と撮った写真がうまく撮れたので、SNSに載せました。その際、**SNSに自分の名前や中学校名を一緒に書いてしまいました。**

スマホ
タブレット クラウドサービスと連動して、
自動で画像などが公開されることがあります。

結果

掲示板に公開されて嫌がらせを受ける



数日後、Aさんは画像掲示板に、Aさんの写真が掲載されていると聞きました。確認したところ、写真と電話番号、でたらめな内容まで書き込まれていました。その結果、Aさんに嫌がらせの電話が毎日掛かってくるようになりました。

【解説 3-2】

安易に個人情報を発信したため被害にあった事例

SNS やプロフは (SNS やプロフについては事例 2-1 の解説を参照)、自分のプロフィールを入力することができ、コミュニケーションを円滑にするという媒体の性格上、自分や友達の写真・氏名・学校名などの個人情報を安易に掲載してしまうことが多くなっています。

SNS やプロフはコミュニケーションツールになっており、特に SNS では、友達限定で公開するよう設定できるため、子供たちは「自分の友達しか見ていない」と思い込んで SNS に個人情報を掲載することがあります。しかし、その情報がほかのサイトに転載されれば、すぐに世界中の人が見ることができるようになります。友達同士で情報を交換し、友達に対して個人情報を知らせているつもりでも、不特定多数に無防備に個人情報を公開してしまうことになり、大変危険です。

また、他人の写真を無断でインターネットに掲載することは、肖像権の侵害にあたるばかりではなく、その人を危険にさらすことになります。

全国の中学2年生(3,716人)を対象とした調査では、携帯電話保有者(1,704人)のうち3.9%が「自分の個人情報や写真などを無断で掲載された」、2.3%が「ネットで知り合った人と実際に会った(または会いそうになった)」と回答しています。高校2年生になると、携帯電話保有者

(3,429人)のうち7.8%が「ネットで知り合った人と実際に会った（または会いそうになった）」と回答しています。

(出典) 文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」(平成21年5月)

子供たちは携帯電話を持つことで「誰かとつながりたい」「学校以外の人とも知り合いたい」という気持ちをより強くし、SNSやプロフなどを通じて頻りに情報を交換します。こうした子供たちの好奇心は尊重しつつも、インターネット上に個人情報を公開することの危険性を説明しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する」、「②SNSやプロフについて知り、子供の利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する

a) 個人情報や顔・住所などがわかる写真は掲載しないよう指導する

- ・自分や友達に関する情報を、SNSやプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報(氏名、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど)や写真(顔や住所などの分かるもの)をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子供への指導を徹底しましょう。

b) 写真に位置情報が記録されていないことも確認するよう指導する

- ・スマートフォンなど最近の携帯電話には位置情報を把握するためのシステム(GPS)が備わっており、写真データに位置情報を記録できる機能があります。そのため、SNSやプロフなどに位置情報が記録されたままの写真を掲載すると、撮影場所を公開することになってしまいます。
- ・もしSNSやプロフなどに写真を掲載する場合は、撮影場所を公開しないようにするため、写真に位置情報を記録する設定を解除し、位置情報を記録せずに撮影した写真であることを確認するよう子供に指導しましょう。

② SNSやプロフについて知り、子供の利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際にSNSやプロフにアクセスし、そこから発信されている情報を見てみましょう。

- ・子供が SNS やプロフを開設している場合は、その URL や ID などを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。
- ・本人や友達の実名や学校名などの個人情報が掲載されているかどうかを確認しましょう。子供たちがいかに無防備に情報を発信しているかに気付くはずです。
- ・子供が SNS やプロフを開設しているかどうかについては、保護者同士のネットワークを使って把握することも考えられます。

＜対処方法＞

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・ SNS やプロフなどに個人情報を掲載してしまったために誹謗中傷などを書き込まれ、その内容が名誉毀損などにあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページの URL、書き込みをした者の ID などを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）した上で、サイトの管理者などに削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①子供たちの興味・関心について知るようになる」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

＜予防策＞

①子供たちの興味・関心について知るようになる

- ・保護者や教師は、子供たちが興味・関心をもつ話題について知るようにし、日常のコミュニケーションを密にとることがトラブル防止につながります。

＜対処方法＞

①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子供とのコミュニケーションを密にして、SNS やプロフなどに個人情報を掲載してしまったためにトラブルに巻き込まれたら、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するよう話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 個人を特定できるような情報は掲載しない：
 - ・インターネットで発信した情報は、さまざまな人に見られます。SNS やプロフ上に、自分や友達の氏名、学校名、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を掲載しないようにしましょう。
 - ・写真を掲載する場合は、位置情報が記録されていないことを確認しましょう。
- アプリやクラウドサービスの危険性を理解する：
 - ・スマートフォンのアプリやクラウドサービスでは、サービス間で個人情報や位置情報などを連携させるサービスがあり、意図せずに個人情報が流出してしまう危険性があります。設定を確認して、不要な機能は OFF にしましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- SNS やプロフを確認する：
 - ・子供が利用している SNS やプロフがどのようなものか、スマートフォンなどで、実際に確認してみましょう。
- 個人情報の種類、個人情報が漏えいした時に起こりうるトラブルを教える：
 - ・個人情報の重要性を伝えるため、何が個人情報で、どのような価値や危険があるのか、漏えいした場合は、どのようなことが起こりうるのか話し合しましょう。

3-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出

事例3-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス

SNSなどのID・パスワードを他人に利用され、不正アクセス被害にあう事件が起きています。他人にSNS上のポイントを奪われるケースも発生しています。分かりやすいID・パスワードを設定している場合は要注意。他人に教えていなくても、解析されて不正アクセスにあうことがあります。

「足跡」はついている!

違法行為!

原因

他人にIDとパスワードを教えてしまう



小学生(女子)のAさんは、SNSで知り合った中学生(女子)のBさんに「ポイントをあげるから、IDとパスワードを教えて」と、メールを送りました。ポイントが欲しかったBさんは、Aさんに自分のIDとパスワードを教えてしまいました。

結果

パスワード変更されて、ログインできなくなる



その後、BさんがSNSにログインしようとすると、パスワードが変更されていて、ログインできなくなっていました。Bさんが警察に相談したことで、AさんによるSNSへの不正アクセスが発覚。Aさんは、補導されました。

SNS:ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)

【解説 3-3】

ID・パスワードを他人に教えたことによりトラブルになった事例

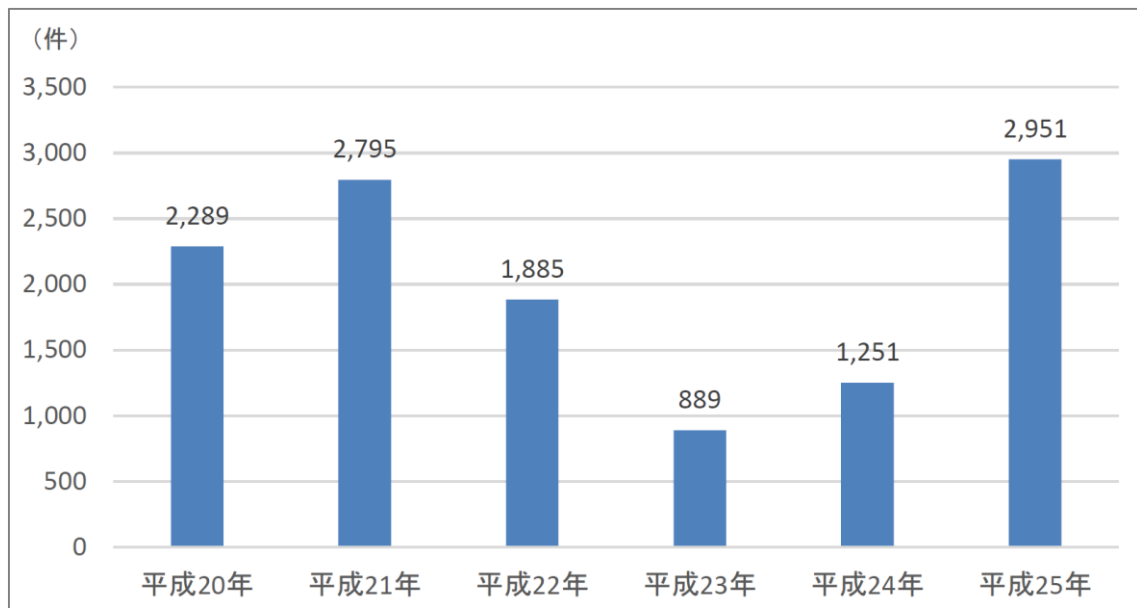
SNS やプロフなど (SNS やプロフについては事例 2-1 の解説を参照) インターネット上で同じ趣味を持つ人などと知り合いになったとしても、安易に個人情報を知らせることは大変危険です。SNS やプロフで友達になって親近感や安心感を抱くうちに、相手のことを信用してしまう傾向があります。相手を信頼し、個人情報を明かしてしまい、悪意のあるトラブルに巻き込まれ、場合によっては、脅迫などの犯罪に発展する危険があります。

また、最近では ID・パスワードを解析されて不正アクセスを受けてしまうトラブルも発生しています。特に他人から類推されやすい、分かりやすい ID・パスワードを設定すると、解析されるリスクが高まり大変危険です。

この事例は、「SNS でのポイントをあげるから、ID とパスワードを教えて」と小学生に言われた中学生が ID とパスワードを教えてしまい、小学生に不正にアクセスされてしまうトラブルです。

平成 20 年から平成 25 年にかけての不正アクセス行為の認知件数推移は、次ページの図のとおりです。平成 25 年の不正アクセス行為の認知件数は前年に比べて大幅に上昇し、2,951 件。そのうち 1,325 件 (44.9%) が、インターネットバンキングの不正送金となっています。事例内容にあたる「オンラインゲーム、コミュニティサイトの不正操作」は 379 件 (12.8%) となっており、保護者や教師は注意が必要です。

図 2 平成 20 年から平成 25 年の不正アクセス行為の認知件数の推移 (件)



(出典) 警察庁「平成 25 年中の不正アクセス行為の発生状況等の公表について」(平成 26 年 3 月)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解させる」、「②ID・パスワードは厳重に管理するよう指導する」、「③個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①不正アクセスに気付いたらサイト運営会社に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解させる

・IDやパスワードを盗み、他人になりすまして不正アクセスを行うことは犯罪です。不正アクセス行為の禁止などに関する法律に基づき懲役刑または罰金刑が科されます。

- 不正アクセス行為の禁止などに関する法律

第3条(不正アクセス行為の禁止) 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

第8条(罰則) 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第3条第1項の規定に違反した者

② ID・パスワードは厳重に管理するよう指導する

・IDやパスワードはインターネットを利用する上で非常に重要な情報の一つです。IDやパスワー

ドは他人に知られないように厳重に管理するよう、たとえ知り合いの友達であっても教えないよう指導しましょう。

- ・さまざまなサイトで ID やパスワードを入力する機会がありますが、不用意に ID やパスワードを入力しないよう指導しましょう。不正なサイトである場合、ID やパスワードが知られてしまう危険性があります。
- ・他人から推測されにくい ID や、解析されにくい（桁数が多いなど）パスワードを設定するようにし、パスワードは定期的に変更するようにはじめましょう。

③ 個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する

- ・自分や友達の情報を、SNS やプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（氏名、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子供への指導を徹底しましょう。

<対処方法>

① 不正アクセスに気付いたらサイト運営会社に相談する

- ・不正アクセスされたことに気づき、まだサイトにログインできる場合は、早急にパスワードを変更しましょう。前回ログイン時刻を確認できる機能のあるサイトの場合は、前回ログイン時刻を記録しましょう。
- ・ログインの可否、ログイン時刻確認の可否などを記録した上で、サイト運営会社に状況を知らせて相談しましょう。

2 | コミュニケーションの観点

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子供とのコミュニケーションを密にして、トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するよう話しておくことが大切です。

指導のポイント

- なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解する：
 - ・ 他人の ID やパスワードを使って、SNS や携帯ゲームサイト、アプリなどを利用することは、犯罪です。軽い気持ちであっても、不正アクセスです。
- ID・パスワードは厳重に管理する：
 - ・ ID やパスワードは重要情報です。たとえ信頼できる友達であっても、教えないようにしましょう。また、他人から推測されにくい ID や、解析されにくい（桁数が多いなど）パスワードを設定するとともに、定期的に変更しましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・ トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- 不正アクセスに気付いたらサービス提供会社に相談する：
 - ・ 子供が不正アクセスの被害にあっていることに気付いたら、または子供から相談を受けたら、ログインの可否などを確認の上、サービス提供会社に相談しましょう。
- 軽はずみな行動が犯罪になることを教える：
 - ・ 他人の ID・パスワードを使った不正アクセス、掲示板への不適切な書き込みなど、インターネットやアプリ、サービスの利用で注意することを教えましょう。

3-4 複数投稿サイトの情報が関連付けられることによる情報の流出

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出

事例3-4 複数投稿サイトの情報が関連付けられることによる情報の流出

今では多数のWebサイトやサービス、アプリ間で連携機能があります。書き込み内容やプロフィールなどが自動で紐付けられることで、意図しない情報公開が起こり、友達とのトラブルに発展したり、個人情報晒されたり、トラブルにあうことがあります。

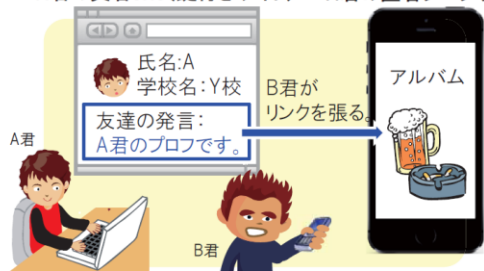
データは消えずに残る！

友達に注意！

原因

複数の投稿サイトがリンクで関連付けられる

A君の実名SNS(鍵付きサイト) A君の匿名プロフサイト

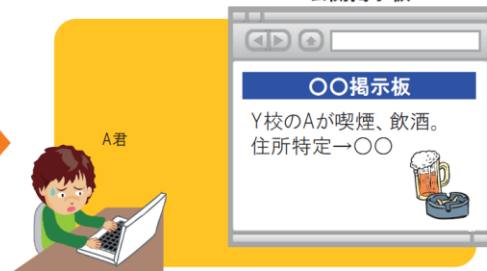


A君は、友達限定の「実名SNS(鍵付きサイト)」と、誰でも見れる「匿名プロフサイト」を使用。B君はどちらのWebサイトも知っていました。ある時B君は、A君の実名SNSのコメント欄に、A君の匿名プロフサイトへのリンクを張ってしまいました。

結果

公開掲示板に学校名・実名で批判される

公開掲示板



プロフサイトの掲載情報により、A君は特定されてしまい、プロフサイトのアルバムや履歴からA君の不適切な行動や発言が明るみに出ました。そして、公開掲示板でA君の情報は晒され、学校や警察を巻き込んだ事態となりました。

鍵付きサイト：一般には非公開の設定をして、本人が許可した人だけがアクセスできるWebサイト

【解説 3-4】

匿名投稿していた情報で、本人を特定されて晒されてしまう事例

スマートフォンの利用率の増加もあり、SNS やプロフ、アプリなど（SNS やプロフについては事例 2-1 の解説を参照）を複数利用する、実名、匿名や鍵付きサイト（一般には非公開の設定をして、本人が許可した人だけがみられるサイト）で投稿内容を変えて利用する子供が増えています。

特に匿名や鍵付きサイトでの投稿やプロフは本人が特定されることはないかと油断をして、不適切な発言や不適切な行動の写真を掲載してしまう子供が多く非常に危険です。インターネットの場合、複数のサイトの情報がリンクなどで関連付けられて、本人の実名や学校名が特定されることがあります。

悪意のない友達がリンクを張ってしまったことで、情報が関連付けられてしまい、匿名サイトでの不適切な発言・行動が学校名とともに実名で公開掲示板に晒されてしまい、学校に苦情の連絡が来てしまうトラブルが発生しています。インターネットでは友達との内輪のやり取りであっても、ほかのサイトにコピーされて転載されてしまえば、すぐに世界中の人が見ることができるようになることを認識することが必要です。

不適切な行動や発言をしないように指導することはもちろん、インターネット上で一度公開された情報は完全には消すことができない、インターネットは匿名ではなく、書き込んだ人を特定することができるなど危険性を充分理解させるようにしましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①インターネットの特性を理解させる」、「②個人情報や写真は掲載しないよう指導する」、「③個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する」、「④SNS やプロフについて知り、子供の利用状況を確認する」「⑤SNS などの利用に関する家庭のルールを決める」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① インターネットの特性を理解させる

- ・インターネットはリンクによって簡単に情報が繋がる特性があります。情報が繋がることで個人が特定されたり、情報が流出してしまったりする危険があります。
- ・インターネット上で、一度公開された情報は完全には消すことができない、インターネットは匿名ではなく、書き込んだ人を特定することができる危険性があることを充分理解させるようにしましょう。
- ・匿名や鍵付のサイトであっても、誰に見られても問題のない発言や写真の投稿をするようにしましょう。

② 個人情報や写真は掲載しないよう指導する

- ・自分や友達に関する情報を、SNS、ゲームサイト、プロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（氏名、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真を、インターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子供たちへの指導を徹底しましょう。

③ 個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する

- ・自分や友達の情報を、SNS やプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（氏名、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子供への指導を徹底しましょう。

④ SNS やプロフについて知り、子供の利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際に SNS やプロフにアクセスし、そこから発信されている情報を見てみましょう。SNS やプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・子供が SNS やプロフを開設している場合は、その URL や ID などを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。

- ・本人や友達の実名や学校名などの個人情報が掲載されているかどうかを確認しましょう。子供たちがいかに無防備に情報を発信しているかに気付くはずです。
- ・子供が SNS やプロフを開設しているかどうかについては、保護者同士のネットワークを使って把握することも考えられます。

⑤ SNS などの利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNS やゲームサイトなどで知り合った人とは直接会わない、個人情報（氏名、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜 9 時まで、など子供と一緒に話し合って家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・掲示板などに書き込まれた内容が名誉毀損などにあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページの URL、書き込みをした者の ID などを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）した上で、サイトの管理者などに削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。ログイン時刻確認の可否などを記録した上で、サイト運営会社に状況を知らせて相談しましょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①SNS などの利用に関する家庭のルールを決める」、「②トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<対処方法>

① SNS などの利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNS やゲームサイトなどで知り合った人とは直接会わない、個人情報（氏名、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜 9 時まで、など子供と一緒に話し合って家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子供とのコミュニケーションを密にして、トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- インターネットの特性を理解する：

- ・グループ内の友達を通じて、知らない人に情報が伝わる場合があります。インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。SNS ではグループ限定で公開しているつもりでも、一度拡散した情報は完全には削除できません。
- ・匿名や鍵付きの投稿サイトであっても、誰に見られても問題のない発言や画像を投稿するようにしましょう。

- 個人を特定できるような情報は掲載しない：

- ・インターネットで発信した情報は、さまざまな人に見られます。SNS やプロフ上に、自分や友達の氏名、学校名、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を掲載しないようにしましょう。

- SNS やプロフを確認する：

- ・子供が利用している SNS やプロフがどのようなものか、スマートフォンなどで、実際に確認してみましょう。

- 個人情報の種類、個人情報が漏えいした時に起こりうるトラブルを教える：

- ・個人情報の重要性を伝えるため、何が個人情報で、どのような価値や危険があるのか、漏えいした場合は、どのようなことが起こりうるのか話し合みましょう。Web サイトやアプリ間の連携、リンクの注意点についても伝えましょう。

3-5 SNS 型チェーンメールによる情報流出・被害誘発

3. ウイルスの侵入や個人情報の流出

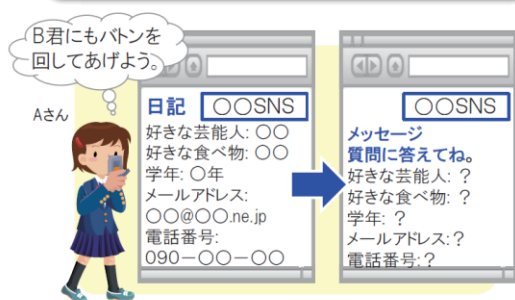
事例3-5 SNS型チェーンメールによる情報流出・被害誘発

ブログやSNSで質問に答えて、同じ質問を友達に回す「バトン」と呼ばれるチェーンメールがあります。友達から質問として回ってくるので、チェーンメールとは思われにくい特性があります。学校名や氏名、メールアドレス、電話番号などを答えてしまって、個人情報が漏えいしてしまうトラブルも起きています。

友達に注意！

原因

バトンの質問に個人情報を含めて掲載



SNS上で友達からバトンを受け取ったAさん。バトンの質問には、学校名やメールアドレスといった個人情報を含む内容もありましたが、限られた友達しか見ないだろうと考え、質問に回答。友達のB君にもバトンを回してしまいました。

結果

迷惑メールや不当請求の連絡が届き始める



しばらくすると、Aさんのメールアドレス宛に迷惑メールや多額請求を要求するメールが、頻繁に届くようになりました。バトンを受け取り、同じく回答したB君も、迷惑メールが多数届くトラブルに悩まされていました。

バトン: SNSなどで質問として回ってくるチェーンメール

【解説 3-5】

友達からの同調圧力と身内意識によって、安易に個人情報を公開してしまった事例

メールの最後に「このメールを○人の人に送ってください」と書かれたチェーンメールは、たとえば不幸の手紙など、昔から存在していますが、最近はブログやSNSでいくつかの質問に答えて、友達に質問を回す「バトン」と呼ばれる新しいチェーンメールが増加しています。

これまでのメールによるチェーンメールに比べて、ブログやSNSを見ている不特定多数に対して大規模に広がっていくため被害が大きくなる傾向があります。

ブログやSNSの普及によって、自分の日常や趣味に関して情報発信する子供が増えたことや、友達から回ってくると同調圧力が働き、無視できない雰囲気から即座に回答してしまい、さらに友達へバトンを回すことから、被害の拡大を誘発させてしまう事例が増えています。

「バトン」は趣味や嗜好などの質問に答えて、ブログやSNSを見ている人に対して同じ質問を回すものですが、質問に学校名や住んでいる場所、メールアドレス、電話番号などの個人情報が含まれている場合や、プリアク画像の添付を指定されていることがあり、質問に答えることで情報を漏えいさせてしまうことがあります。安易に個人情報をインターネット上に書き込まないように指導を徹底する必要があります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①チェーンメールへ対応ルール・マナーを理解させる」、「②個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する」「③SNS やプロフについて知り、子供の利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①個人を特定する情報を書き込んでしまった場合は速やかに削除をする」「②不当請求が来ても慌てて業者へ連絡しないよう指導する」ことが挙げられます。

<予防策>

① チェーンメールへの対応ルール・マナーを理解させる

- ・「〇人にまわして」と書かれた、メールやメッセージ、書き込みはすべてチェーンメールだと認識し、決してほかの人に回さないことがルールだと認識させましょう。
- ・チェーンメールを回してしまうことが、友達を被害にあわせてしまうことを誘発する危険と責任が伴う行為であることを理解させましょう。

② 個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する

- ・自分や友達に関する情報を、SNS やプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（氏名、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真（顔や住所などの分かるもの）をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子供への指導を徹底しましょう。

③ SNS やプロフについて知り、子供の利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際に SNS やプロフにアクセスし、そこから発信されている情報を見てみましょう。
- ・子供が SNS やプロフを開設している場合は、その URL や ID などを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。
- ・本人や友達の実名や学校名などの個人情報が掲載されているかどうかを確認しましょう。子供たちがいかに無防備に情報を発信しているかに気付くはずです。
- ・子供が SNS やプロフを開設しているかどうかについては、保護者同士のネットワークを使って把握することも考えられます。

<対処方法>

① 個人を特定する情報を書き込んでしまった場合は速やかに削除をする

- ・ブログや SNS に個人情報や写真、個人を特定できる情報を書き込んでしまった場合は、速やかにその書き込み内容を削除するようにさせましょう。
- ・友達が同じように個人情報などを書き込んでしまっている場合も、速やかに削除するように呼びかけるようにさせましょう。

② 不当請求が来ても慌てて業者へ連絡しないよう指導する

- ・「登録されました」、「入会ありがとうございます」などとサイト上に表示されたり、メールが届いたりしても、契約成立とは限りません。慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
- ・ IP アドレスや携帯電話の識別番号を画面に表示することで個人を特定したように思わせるなど、業者はさまざまな手口で消費者を不安にさせて請求をしますが、IP アドレス、携帯電話識別番号が業者に知られたとしても、インターネットプロバイダーや携帯電話事業者などがさらに個人を特定するための情報を開示しない限り、個人が特定されることはないので、過度に不安になる必要はありません。

2 | コミュニケーションの観点

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子供とのコミュニケーションを密にして、SNS やプロフなどに個人情報を掲載してしまったためにトラブルに巻き込まれたら、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- インターネットの特性を理解する：
 - ・グループ内の友達を通じて、知らない人に情報が伝わる場合があります。インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。SNS ではグループ限定で公開しているつもりでも、一度拡散した情報は完全には削除できません。
 - ・氏名や学校名、電話番号、メールアドレスなどを公開すると、トラブルを誘発する危険性が高まってしまいます。
- 転送を促すメール、メッセージはチェーンメールだと考えて転送しない：
 - ・信頼する友達からのメッセージであっても、転送を促すメールはすぐに削除しましょう。転送してはいけません。
 - ・安易に友達に転送してしまうと、友達までトラブルに巻き込まれてしまう要因になる場合があります。
- 個人を特定できるような情報は掲載しない：
 - ・インターネットで発信した情報は、さまざまな人に見られます。SNS やプロフ上に、自分や友達の氏名、学校名、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を掲載しないようにしましょう。
- 子供の心の変化に注意を払う：
 - ・家庭での会話を大切にし、子供が相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。
- 個人情報の種類、個人情報が漏えいした時に起こりうるトラブルを教える：
 - ・個人情報の重要性を伝えるため、何が個人情報で、どのような価値や危険があるのか、漏えいした場合は、どのようなことが起こりうるのか話し合しましょう。

4. ショッピングサイトなどからの思いがけない代金の請求や詐欺

4-1 大人名義のクレジットカードの使用

4. ショッピングサイトなどからの思いがけない代金請求や詐欺

事例4-1 大人名義のクレジットカードの使用

ゲームサイトなどでクレジットカードを利用し、多額請求されるケースが増えています。背景には、スマートフォンの普及や保護者の管理問題、子供の知識不足があります。ゲームサイトでの未成年者の平均契約購入金額は約23万円と、多額になる傾向があります。

金銭トラブル！

原因

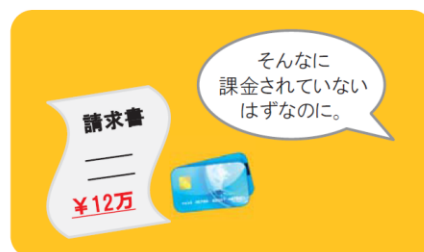
ゲーム内でのアイテム購入時は相談していた

結果

しかし、カード請求額は10万円を超えていた



Aさんは、小学2年生の娘に自分のスマートフォンを貸して、無料ゲームアプリをさせていました。娘は、ゲーム内でアイテム購入したいとき、Aさんに相談していました。Aさんは「100円程度だから」と思い、パスワードを入れて購入していました。



ところが、翌月のクレジットカードの請求額が10万円を超えていました。Aさんが調べたところ、パスワードを入れてから数分程度は、パスワードの入力なしで、アイテム購入できる仕組みだったということがわかりました。

【解説 4-1】

クレジットカードの使用による多額請求の事例

インターネット上の多くの取引では、利用者名、クレジットカードの番号と有効期限を入力すれば商品やサービスを購入できるため、子供でも簡単にインターネットで買い物をする事ができます。

最近、未成年者がオンラインゲームやインターネットショッピングで、保護者のクレジットカードを無断で使用するトラブルが起っています。保護者のクレジットカードを無断で使用する事は、インターネットに限った問題ではありませんが、インターネット上では実際に本人が使用しているかどうかの確認が難しいことが、無断使用の背景にあります。

クレジットカードの会員規約では、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族がクレジットカードを使用した場合の多くは、保険が適用されません。また、本来、カードの名義人にはカードの管理義務があり、保護者には子供を監督する責任があります。

インターネットショッピングの普及に伴い、商習慣が変化してきています。子供たちに対して一般的な社会のルールやモラルに加え、インターネットという仮想世界での活動を現実生活と関連付けるため、基本的な知識を指導することが求められます。

一緒に買い物に行く、買い物を頼むなどの機会を作り、物の販売や購入の仕組み、お金について説明する、お小遣いの管理を子供に任せてお金の価値を理解させる、保護者がカードを使ってイン

ターネットショッピングをする際に、その便利さや注意点を説明するなど、日常生活の中で指導することも大切です。

この事例では、オンラインゲームの課金によって多額請求される事例を紹介しました。国民生活センターによると、未成年者が契約当事者のオンラインゲームに関する相談件数は、2012年度1,371件（1カ月あたり約114件）、2013年度1,341件（1カ月あたり192件）（2013年11月15日時点）と増加傾向にあります。この相談の平均契約購入金額は、約23万円。支払手段は、クレジットカードを使ったケースが70.8%です。ゲームアプリの課金システムも多様化しているため、保護者は子供がどのようなゲームを利用しているのか、一通り把握しておきましょう。判断能力を伴わない9才以下の相談が増加傾向にあります。つまり、小さな子供でもクレジットカード決済ができてしまう現状があるといえます。子供が低年齢のうちから、クレジットカードの重要性について教える必要があります。

（出典）国民生活センター「増え続ける子どものオンラインゲームのトラブル -家族でゲームの遊び方を話し合うとともに、クレジットカード管理の徹底を！」（平成25年12月）

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①クレジットカードの管理を徹底する」、「②フィルタリングを利用する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①クレジットカード会社や最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① クレジットカードの管理を徹底する

- ・クレジットカードは、名義人にカードの管理義務があります。未成年者が、小遣いの範囲を超える金額の商品やサービスを購入した場合は、保護者の同意がなければ購入を取り消すことができます。
- ・しかし、未成年者が年齢を偽ったり保護者の同意を得ているかのように偽ったりして購入した場合、購入を取り消すのが難しくなります。また、一般的なクレジットカードの会員規約には、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族がカードを使用した場合などは認められない場合が多くあります。
- ・保護者は、子供が無断でクレジットカード情報を使用しないよう指導するとともに、パソコン上のカード情報についても、子供とパソコンのユーザーアカウントを分けるなどして、容易にカード情報が利用できないよう管理を徹底する必要があります。

② フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子供が使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限機能）を利用し、子供がアダルトサイトや出会い系サイトなどの安全性が確認できないサイト、金銭トラブルの元となりやすいゲームサイト、ショッピングサイトなどへ容易にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHS も同様）各社はフィルタリングサービスを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出る必要があります（青少年インターネット環境整備法）。

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）のフィルタリングでは、SNS やゲームサイトなどはフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線 LAN 接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線 LAN 接続によりインターネットを利用できます。現在、携帯電話事業者には、無線 LAN 接続時のフィルタリングの適用が義務付けられていないため、無線 LAN 接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線 LAN 接続自体を制限するなどの対策を講じる必要があります。

<対処方法>

① クレジットカード会社や最寄りの専門機関に相談する

- ・保護者は、クレジットカード会社からの請求に不審な内容がある場合は、クレジットカード会社の相談窓口を確認しましょう。
- ・身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める」、「②クレジットカードやポイントは『お金』と同じであることを理解させる」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める

- ・商品やサービスを購入するときは保護者に必ず相談するなど、子供と一緒に話し合っインターネットショッピングに関する家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② クレジットカードやポイントは「お金」と同じであることを理解させる

- ・大人にとっては当たり前と思えることでも、子供たちにとっては現実とインターネット世界の関連を理解できていないことがあります。現金をやり取りすることには心理的に抵抗感がありますが、現金がポイントという形に変わると抵抗感がなくなる傾向があります。
- ・インターネットショッピングで、クレジットカードやポイントを使って支払いをすることは、現実のショッピングで「お金」を支払うことと同じであることを理解させましょう。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・子供が実際にインターネットショッピングやオークションでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- クレジットカードは「お金」と同じであることを理解する：
 - ・インターネットショッピングでクレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実の買物などで「お金」を支払うことと同じであることを理解しましょう。
- 購入時は保護者に相談する：
 - ・インターネットショッピングやアプリの購入、アプリ内でのアイテム購入をするときは、保護者に必ず相談しましょう。
- 課金サービスに関する家庭のルールを決める：
 - ・子供にクレジットカードについて教え、かつ、月々の利用金額の上限などのルールを決めましょう。
- クレジットカード決済の危険性を理解する：
 - ・多くのソーシャルゲームでは、利用者が決済方法を選べる仕組みになっていますが、クレジットカードを選択すると、子どもがカードの利用限度額まで課金サービスを利用してしまう危険性があります。
 - ・保護者はカードの管理責任があります。子供の無断利用は、免責の可能性が低いことに注意しましょう。
- クレジットカードについて授業で取り上げる：
 - ・総合的な学習の時間などを利用して、クレジットカードの仕組み、お金と同様のものであることを、子供に教えましょう。

4-2 ショッピングサイトなどの利用に伴う代金詐取

4. ショッピングサイトなどからの思いがけない代金請求や詐取

事例4-2 ショッピングサイトなどの利用に伴う代金詐取

インターネットのショッピングサイトの情報を信用して、お金を支払ったにも関わらず、商品が送られてこないといった被害が起こっています。あまりにも品物の金額が割安なショッピングサイトなどには、注意をしましょう。

金銭トラブル！

原因

信頼できないショッピングサイトで商品を購入



中学2年生(男子)のA君は、友達から「ゲームが安く買えるWebサイトがある」と聞きました。口コミを見る限り、評判が良いようでした。A君は、インターネットショッピングは初めてでしたが、**金額が安かった**ので、購入することにしました。

結果

代金を支払ったが商品は届かない



代金の振込後、商品発送ということでしたが、商品は送られてきませんでした。A君は、その会社にメールをしても返信がありません。Webサイトに記載されていた電話番号に掛けてみると、使われていない状態でした。

【解説 4-2】

インターネットショッピングでの代金詐取の事例

インターネットショッピングやオークションのサイトは数多くあり、子供たちにとっても身近なサービスの一つとして認知されています。友達から勧められたサイトであったり、インターネット上での評判が良いサイトであったりすると、安心してしまいがちですが、必ずしもそのサイトが信頼できるものかどうかは分かりません。サイトの信頼性には十分に注意を払う必要があります。

国民生活センターによると、インターネットショッピングでのトラブルに関する相談件数は、2012年度1,841件(1カ月あたり約153件)、2013年度4,165件(1カ月あたり約347件)(2013年11月末時点)と一年間で大幅に増加。主な相談内容は、「商品が届かない」、「前払いするよう誘導された」、「注文した品物でないものが届いた」です。MM総研によるとインターネットショッピング市場は、2013年度でスーパーや百貨店を上回り、約16兆円という試算。市場の拡大とともに、トラブルが増えています。

インターネットショッピングは正しく活用すれば便利なサービスです。ただし、知識がないまま利用することには危険が伴うため、社会経験の少ない子供たちには想像もできないトラブルが起こっています。日頃の生活の中で商品の売買、インターネットによる便利さと注意点などを家庭で話す機会を持ちましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①信頼できるショッピングサイトかどうかを確認するよう指導する」、「②フィルタリングを利用する」、「③申込確認画面や確認メールなどを保存するよう指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①トラブルにあった場合は最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 信頼できるショッピングサイトかどうか確認するよう指導する

- ・利用するショッピングサイトの信頼性を確認するには、販売業者の会社情報などを事前に確認することが大切です。
 - ・オンラインマーク*¹の表示事業者であるかどうか確認しましょう。
 - ・販売業者名、指定口座、担当者名、メールアドレス、住所（私書箱）、固定電話番号を確認しましょう。
 - ・代金先払いの場合は、後払いでも可能かどうかを確認しましょう。

② フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子供が使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限機能）を利用し、子供がアダルトサイトや出会い系サイトなどの安全性が確認できないサイト、金銭トラブルの元となりやすいゲームサイト、ショッピングサイトなどへ容易にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHSも同様）各社はフィルタリングサービスを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者に申し出る必用があります（青少年インターネット環境整備法）。

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）のフィルタリングでは、SNSやゲームサイトなどはフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線 LAN 接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線 LAN 接続によりインターネットを利用できません。現在、携帯電話事業者には、無線 LAN 接続時のフィルタリングの適用が義務付けられていないため、無線 LAN 接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線 LAN 接続自体を制限するなどの対策を講じる必要があります。

② 申込時の確認画面や確認メールなどを保存するよう指導する

- ・ショッピングサイトが信頼できないサイトであることを見抜くことは非常に難しいため、トラブルにあった場合を想定して、申込時の番号や確認画面、受付確認メールなど、証拠となるものを手元に残すようにしましょう。

* 1 オンラインマーク制度

オンラインマーク制度とは、消費者が安心してインターネット通販を利用できる環境を作るため導入された制度で、日本商工会議所と（財）日本通信販売協会が実施しています。

消費者向け EC を行う事業者からの申請により、信頼ある特定機関が所定の基準にもとづいて審査を行い、適正と認めた場合にオンラインマークを付与する制度です。

付与された事業者は、第三者である認定機関から一定の運営基準を満たす適正な事業者として認められたことになり、申請したサイト上の消費者に見やすい位置にオンラインマークを表示します。

ただし、このマークは事業者が販売する商品・サービスなどの品質や内容、消費者と事業者の売買契約内容、事業者の経営内容を保証するものではないので、消費者はマークの持つ正しい意味を理解する必要があります。

日本通信販売協会：<http://www.jadma.org/0St/index.html>

<対処方法>

① トラブルにあった場合は最寄りの専門機関に相談する

- ・インターネットショッピングのトラブルにあった場合は、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談しましょう。

○ 全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める」ことが求められます。

<予防策>

① インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める

- ・子供が商品やサービスを購入する際には保護者に必ず相談する、子供だけでインターネットショッピングをしないなど、子供と一緒に話し合っってインターネットショッピングに関する家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

指導のポイント

- 購入時は保護者に相談する：
 - ・インターネットショッピングやアプリの購入、アプリ内でのアイテム購入をするときは、保護者に必ず相談しましょう。
- インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
 - ・「商品を購入する時は保護者に必ず相談する」など、家庭のルールを子供と話し合っ
て決めましょう。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子供が安易にショッピングできないようにするために、子供が扱う携帯電話やスマ
ートフォン、パソコン、携帯ゲーム機などには、フィルタリングを設定しましょう。
- 悪意のあるショッピングサイトがあることを教える：
 - ・すべてのショッピングサイトが安全ではなく、一部には悪意を持って作成されたも
のがあることを教えましょう。

4-3 ワンクリック請求などの不当請求

4. ショッピングサイトなどからの思いがけない代金請求や詐欺 事例4-3 ワンクリック請求などの不当請求

芸能情報サイトや占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどに、アクセスしたり登録したりするだけで、高額な料金を請求される詐欺が起こっています。

「無料」「便利」に注意!

金銭トラブル!

セキュリティ対策を!

原因

無料占いサイトに空メールを送って登録



中学2年生(女子)のAさんは、「無料の占いサイト」にたどり着きました。「今なら登録無料。メール送信してください」という画面が表示されました。Aさんが登録のために、空メールを送ると、登録URLが表示されたメールがすぐに届きました。

結果

不当請求の連絡が届く



無料だからと安心して、氏名や携帯番号などの個人情報を入力して会員登録しました。すると「○日までに3万円お支払いください」というメールが届きました。

スマホ・タブレット 不正アプリで個人情報を抜き取り、不当請求される被害が起きています。

【解説 4-3】

URL をクリックしたことにより不当に高額な料金を請求された事例

従来のワンクリック請求は、無料と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求がくるという事例が多く、被害者のうち男性が約7割を占めていました。最近ではアダルトとは関係のないサイトからの高額請求や、意図せずにアダルトサイト・出会い系サイトに接続されるなど、女性やお年寄り・子供が被害にあうことが多くなっています。特に、お年寄りや子供を狙った不当請求・架空請求は、手口が巧妙になってきています。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によると、平成24年1月から12月のワンクリック請求の相談件数の合計は、2,755件に上っています。

（出典）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

「コンピューターウイルス・不正アクセスの届出状況について」（平成24年1月～12月）

不当請求のきっかけになるサイトは、芸能情報サイト、無料占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイトなどがあり、従来と比べ手口が多様化しています。サイトの利用を「無料」と誤解させ、クリックしただけで登録となる場合もあります。

また、IPアドレスや携帯電話の識別番号を画面に表示することで個人を特定したように思わせるなど、業者はさまざまな手口で消費者を不安にさせて請求してきます。

さらには、占いサイトに登録したにも関わらず、その後出会い系サイトからメールが届くなど、個

人情報が流出したり、別の業者から登録料を請求されたりといった二次被害が発生しています。

(出典) 消費者庁「手口が多様化・巧妙化しているワンクリック請求」(平成21年12月)

従来、ワンクリック詐欺には応じず、放置するという対応で済んでいましたが、最近では、パソコンの画面に料金を請求するメッセージが張り付いて消えなくなる悪質な手口もあります。さらに、トラブルに乗じて、有料で「消えない請求画面を消します」という業者が出現しており、実際に業者に料金を支払ってしまう被害も起きています。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①アダルトサイトなどにアクセスしないよう指導する」、「②フィルタリングを利用する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①利用料金を請求されても言われるままに支払わないよう指導する」、「②慌てて業者へ連絡しないよう指導する」、「③不当請求が続く場合などは最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① アダルトサイトなどにアクセスしないよう指導する

- ・「無料」と書かれていても、登録したりアクセスしたりした時点で高額な請求が届く場合があります。アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしないほか、占い、ゲーム、アニメ、携帯小説、芸能情報などのサイトから請求が来たり、アダルトサイトや出会い系サイトに接続されたりするので、これらのサイトに不用意にアクセスしないよう指導しましょう。
- ・送信者や内容に心当たりがないメールは、本文内のアドレスをクリックするとこれらのサイトにつながる場合があります。不審なメールに注意し、メール自体を削除するよう指導しましょう。

② フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子供が使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング(アクセス制限機能)を利用し、子供がアダルトサイトや出会い系サイトなどの安全性が確認できないサイト、金銭トラブルの元となりやすいゲームサイト、ショッピングサイトなどへ容易にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話(PHSも同様)各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年(18歳未満)が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者に出る必要がある(青少年インターネット環境整備法)。

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式(安全なサイトのみを閲覧できる方式)やブラックリスト方式(危険なサ

イトのみを閲覧できないようにする方式) のフィルタリングでは、SNS やゲームサイトなどはフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。

- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線 LAN 接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線 LAN 接続によりインターネットを利用できます。現在、携帯電話事業者には、無線 LAN 接続時のフィルタリングの適用が義務付けられていないため、無線 LAN 接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線 LAN 接続自体を制限するなどの対策を講じる必要があります。

<対処方法>

① 利用料金を請求されても言われるままに支払わないよう指導する

- ・子供に対しては、利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、請求されるままに絶対に支払わないこと、無視することを指導しましょう。
- ・電子消費者契約法（第3条）により、注文・申し込みをした場合、事業者側が申し込み承諾の連絡をし、かつ、それが申し込み者に届かない限り、法律上では契約成立となりません。画面をみただけで請求が届いた場合は、そもそも契約が成立していませんので、言われるままに支払わないようにしましょう。
- ・また、未成年者が行った契約は保護者が取り消すことができます。民法第5条では、「保護者が同意していない子供（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約」は取り消すことができます。しかし、未成年者が年齢を偽ったり保護者の同意を得ているかのように偽ったりして購入した場合は、取り消すのが難しくなります（民法第20条参照）。

② 慌てて業者へ連絡しないよう指導する

- ・「登録されました」、「入会ありがとうございます」などとサイト上に表示されたりメールが届いたりしても、契約成立とは限りません。慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
- ・IPアドレスや携帯電話の識別番号を画面に表示することで個人を特定したように思わせるなど、業者はさまざまな手口で消費者を不安にさせて請求をしますが、IPアドレス、携帯電話識別番号が業者に知られたとしても、インターネットプロバイダーや携帯電話事業者などがさらに個人を特定するための情報を開示しない限り、個人が特定されることはないので、過度に不安になる必要はありません。

③ 不当請求が続く場合などは最寄りの専門機関に相談する

- ・判断に迷う場合や不当請求が続く場合などは、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、

警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など)に相談しましょう。

○ 全国の消費生活センター窓口一覧

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①子供と一緒にサイトの安全性を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① 子供と一緒にサイトの安全性を確認する

- ・保護者は、子供が見ているサイトを一緒に見て、安全なサイトかどうかを確認するようにしましょう。どのようなサイトであれば安心かを確認すると、子供の判断力も養われます。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・子供が実際に不当請求のトラブルにあった場合は、一人で悩まずに、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。
- ・子供は、不当請求されると目の前のトラブルから逃れるために、お金を払って解決しようと考えてしまいます。子供が何か困っている様子を察知したら、「どうしたの」と声をかけるようにしましょう。

指導のポイント

- アダルトサイトなどにアクセスしない：
 - ・アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしてはいけません。占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などの Web サイトからアダルトサイトに誘導されることもあるので注意しましょう。
 - ・送信者や内容に心当たりがないメール本文内の URL をクリックすると、これらの Web サイトにアクセスしてしまいます。クリックせずに、メールを削除しましょう。
- 慌てて業者へ連絡しない：
 - ・「ご登録ありがとうございます」などと画面に表示されたり、メールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取る必要はありません。相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
- 言われるままに支払わない：
 - ・利用料金を請求されても、契約成立していない場合が多いため、言われるままに支払わないようにしましょう。また、契約が成立した場合であっても、保護者が同意していない契約や、子供（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約は取り消すことができます。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子供が安易にショッピングできないようにするために、子供が扱う携帯電話やスマートフォン、パソコン、携帯ゲーム機などには、フィルタリングを設定しましょう。
- 個人情報の種類、個人情報が漏れいした時に起こりうるトラブルを教える：
 - ・むやみに個人情報を、Web サイトなどで登録しないように伝えましょう。個人情報の重要性を教えましょう。

5 著作権法などの違反

5-1 ゲームソフトの違法ダウンロード

5. 著作権法などの違反

事例5-1 ゲームソフトの違法ダウンロード

子供たちに感心の高いゲームソフト。インターネット上には、無料でゲームをダウンロードして楽しめるものもあります。しかし、著作権の侵害にあたるWebサイトも少なくありません。保護者の知識不足から、子供が著作権の侵害を行ってしまっているケースもあります。

「無料」「便利」に注意!

違法行為!

原因

違法と知らず「マジコン」を使ってゲームで遊ぶ



ゲームが好きな小学5年生(男子)のA君。A君は、友達から「携帯ゲーム機のソフトが無料で手に入るWebサイトがある」と聞きました。A君は、お父さんと一緒にソフトをダウンロード。Webサイトは、ゲーム会社の公式サイトではありませんでした。

結果

知識不足から著作権を侵害してしまった



A君は、さまざまなソフトが無料で遊べるようになりました。嬉しくなって、友達に教えてあげると「それは悪いことなんだよ」と言われて驚きました。お父さんに相談して調べてもらおうと、法律違反だということが分かりました。

マジコン:ゲームソフトなどに付加されている著作権保護を目的とした技術を回避する機能を持つ機器

【解説 5-1】

違法ゲームソフトだと知らずにダウンロードしている事例

ゲームは著作物であり、その著作権は著作権法により保護されています。

現在、ゲームがダウンロードできるサイトとして、ゲーム会社の公式サイト、コピーフリーのゲームソフトサイトなどがありますが、市販されているゲームが無料でダウンロードできるようなサイトは違法なサイトといえます。このような違法サイトからゲームソフトをダウンロードすることは著作権の侵害にあたります。

ある調査によると、携帯ゲーム機を利用している人のうち、マジコン*1や違法にダウンロードしたゲームソフトについて、「遊んだことがある」「以前は遊んでいた」と回答した人は、全体の2割を超えています。

(出典) japan. internet. com 「コンシューマーゲーム機に関する調査」 (平成 22 年 2 月)

また、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会(CESA)の調査によると、調査対象者(一般生活者)のうち、携帯型ゲーム機では17.4%の人が、据え置き型ゲーム機では10.1%の人が「周囲に違法コピー・違法ダウンロードをしている人を見かける」と回答しています。

(出典) CESA 「2011 CESA 一般生活者調査報告書」 (平成 23 年 4 月)

保護者も著作権に関する理解が十分ではなく、権利を侵害している場合があります。

*1 マジコン

ゲームソフトなどに付加されている著作権保護を目的とした技術を回避する機能を持つ機器の一般名称。

(出典) 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①市販されているゲームを無料でダウンロードしないよう指導する」、
「②著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる」ことが求められます。

<予防策>

①市販されているゲームを無料でダウンロードしないよう指導する

a) 違法サイトと知りながらダウンロードすることは著作権侵害になる

- ・平成 22 年 1 月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法（著作権の侵害）となります。つまり、無断で複製された「海賊版ゲームソフト」のダウンロードは著作権侵害にあたります。

政府広報 <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>

文化庁 http://www.bunka.go.jp/ch0Sakuken/21_houkaisei.html

- ・市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法なサイトである可能性が高いことを認識しましょう。

b) 保護者がマジコンについて知り、使わないよう指導する

- ・携帯型ゲーム機のマジコンはゲームカートリッジと同じ形をしており、ゲームソフトをダウンロードしたメモリーカードを挿入できるようになっています。ダウンロードした海賊版ゲームソフトが、マジコンを介して、ゲーム機で利用できてしまいます。
- ・海賊版ゲームソフトのダウンロードは著作権侵害にあたるとともに、これをマジコンで利用する行為が横行すると、ゲーム会社は多大な経済的損失を被ります。マジコンについては販売などの規制も強化されています（刑事罰の導入など）。

経済産業省 知的財産政策／不正競争防止法

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

- ・保護者は、子供がマジコンを手に入れたり使ったりしないよう指導を徹底しましょう。
- ・なお、最近の携帯型ゲーム機では、マジコンを利用するとその履歴が残り、削除できない仕組みを導入しています。マジコンを利用した履歴が残っている場合、ソフトの不正利用のおそれがある利用者としてメーカーや販売店などに認識されるため、修理や中古買取りを拒否されることがあります。

○ 社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）

漫画「ゲーム会社の許諾のない不正な装置は絶対に使わないで！」

<http://www.cesa.or.jp/uploads/fusei2010.pdf>

②著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる

- ・著作権とは何か、その意味、種類、著作者の権利、著作物の正しい使い方、自由に使える範囲、また、無断で使うとどうなるかなどについて、知っておく必要があります。
- ・著作物には価値があり、その価値を得るために利用者はお金を支払って入手します。著作物の不正なダウンロードやコピーによって著作権が侵害され、著作者は本来得られるはずの利益を得ることができず、結果として経済的な損失を被ることになります。それによって、作品の質が低下する、新製品の開発が難しくなるなどの影響が考えられます。こうした著作権の侵害に対しては、権利者から損害賠償などの請求がなされる場合があります。
- ・社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）が平成22年6月に発表した「違法複製ゲームソフトのダウンロードに関する使用実態調査」によると、違法複製ゲームソフトの流通による携帯型ゲーム機の被害額は全世界で年間6,360億円に上ります。
- ・ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響を、子供に考えさせ、理解させましょう。

<著作権とは>

知的財産権には、「著作権」と「産業財産権」（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）があります。著作権は、文化的な創作物を保護の対象とし、著作権法で保護されています。著作権は著作物を作った時点で発生し、原則として著作者の死後50年まで保護されます。また、有料無料、上手下手によらず、子供たちの作文や絵なども著作物です。

<著作物の種類>

言語の著作物	論文、小説、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲や歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	舞踊や振り付けなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、書、漫画など
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図や図面、模型など
映画の著作物	映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真など
プログラムの著作物	コンピューター・プログラムなど

<自由に使える場合>

私的目的の使用（自分や家族など）のための複製は認められており、定められた条件で自由に使うことができます。ただし、他人に配布するためにコピーしたり、インターネットで送ったりすることは、「私的目的の使用」とはいえず、著作権の侵害となります。なお、図書館などでの複製、引用、教科書への掲載、学校における複製などの場合は、条件の範囲内で自由に利用できますが、家庭での

使用と誤解のないようにしましょう。

<権利の侵害について>

著作物を無断で使うことは著作権の侵害となります。ただし、許諾が必要ない場合には著作権の侵害にはなりません。デジタル方式で著作物をコピーする場合には、著作権者に補償金を支払う必要がありますが、機器や記録媒体を購入するときに上乗せして支払っているため、録音・録画ごとに支払う必要はありません。

<罰則>

著作権の侵害は犯罪です。ただし、被害者が告訴する必要があります。
著作権の侵害は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金となります（著作権法第119条）。

（出典） 社団法人著作権情報センター（CRIC） <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime8.html>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①どのような行為が著作権の侵害にあたるか、普段の生活の中で子供と一緒に考えること」が求められます。

<予防策>

① どのような行為が著作権の侵害にあたるか、普段の生活の中で子供と一緒に考える

- ・違法ダウンロードのほか、自分でコピーしたゲームソフトなどを友達にあげるといった行為も著作権の侵害にあたり、違法行為となります。
- ・保護者や教師は、日頃から子供とともに、どのようなことが著作権の侵害にあたるのかを確認しましょう。普段行っていることで著作権に関わりそうなことを挙げ、著作権の侵害にあたるか、日常生活で気付かないこともありますので、子供と一緒に考えたり、調べたりしてみましょう。著作権侵害は身近に起こりうることを子供に認識させましょう。

指導のポイント

- 市販されているゲームを無料でダウンロードしない：
 - ・違法サイトと知りながらゲームソフトなどをダウンロードすることは、著作権侵害にあたる重大な違法行為なので、絶対にやめましょう。
 - ・市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法サイトである可能性が高いことを認識しましょう。
 - ・自分でコピーしたゲームソフトなどを友達にあげる行為も著作権侵害にあたり違法です。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子供が安易に、不適切な Web サイトにアクセスできなくするために、子供が扱う携帯電話やスマートフォン、パソコン、携帯ゲーム機などには、フィルタリングを設定しましょう。
- 著作権の意味や侵害した場合の影響を考える：
 - ・ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子供と一緒に考えましょう。（たとえば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下する、新製品の開発に影響がある、著作権の侵害に対して損害賠償などを請求される場合がある、など）

5-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

5. 著作権法などの違反

事例5-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

今ではすっかりと定着した動画共有サイト。子供がアニメなどをアップロードしてしまい、著作権侵害となるケースが起きています。違法動画と知りながらダウンロードすると、個人で楽しむ範囲でも2年以下の懲役または200万円以下の罰金(またはその両方)が科されます(平成24年10月施行)。

「無料」「便利」に注意!

違法行為!

原因

人気アニメを撮影して動画共有サイトに投稿



中学生(男子)のA君は、人気アニメを動画共有サイトに投稿(アップロード)しました。すると、たくさんの書き込みがありました。A君は嬉しくなり、何度も動画の投稿をしました。

スマホタブレット 違法動画を含めて、動画のダウンロードが簡単にできるアプリの利用が拡大しています。

結果

著作権法違反で逮捕



A君は動画共有サイトの管理者から警告を受けました。しかし、A君は人気アニメを何度も繰り返し、動画共有サイトにアップロードしました。ある日、警察からA君に連絡があり、A君は著作権法違反容疑で逮捕されました。

動画共有サイト:誰でも動画が投稿でき、他者が投稿した動画を視聴できるサイト。コメントも書き込める

【解説 5-2】

著作権のあるアニメを違法にアップロードした事例

漫画やアニメも著作物であり、その著作権は著作権法で保護されています。

現在、購入・レンタルした漫画やアニメは、自分が楽しむ範囲であればコピーすることができますが、この事例のように人気漫画を購入し、動画に加工した上で、動画共有サイトにアップロードすることは著作権法の侵害であり違法です。この行為は、発売前の雑誌を入手して行っていたため、被害が大きくなりました。

たとえば、人気コミックを無断配信していたサイト「464.jp」裁判の判決では、「464.jp」のページビュー数をもとに、大手正規配信サイトの使用料から、1億8,000万円もの損害額が認定されています。違法アップロードは大きな損害賠償が請求されるおそれがあります。

(出典) 「ダウンロード違法化、どこまで合法？」

http://internet.watch.impress.co.jp/docs/special/20100108_340934.html

また、友達に市販の漫画やアニメをコピーして配布することも違法です。著作権についての知識がないために違法にコピーしたものを配り、友人関係にも影響が出てしまうケースが見られます。

さらに、平成24年10月から違法ダウンロードに対する罰則が加えられ、違法にアップロードされたと知りながらダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても2年以下の懲役または200万円以下の罰金(またはその両方)が科されるようになりました。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①市販されている漫画・アニメ・音楽作品などをアップロード・ダウンロードしない」、「②どのような行為が著作権の侵害にあたるか理解させる」ことが求められます。

<予防策>

① 市販されている漫画・アニメ・音楽作品などをアップロード・ダウンロードしない

a) 著作権者の許諾を得ないでアップロードすることは著作権侵害になる

- ・市販されている漫画やアニメを動画共有サイトにアップロードするなど、著作権者の許諾を得ないでサイトにアップロードすることは、著作権の侵害となります。
- ・サイトの参加者に喜ばれることを期待してアップロードを繰り返す場合があるため、注意しましょう。

b) 違法サイトと知りながらダウンロードすることは著作権侵害になる

- ・平成 22 年 1 月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法（著作権の侵害）となります。

政府広報 <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>

文化庁 http://www.bunka.go.jp/ch0Sakuken/21_houkaisei.html

- ・平成 24 年 10 月「違法ダウンロードの刑事罰化」が施行され、違法にアップロードされたと知りながらダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても違法（著作権の侵害）となり、2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金（またはその両方）が科されることになりました。

文化庁 <http://www.bunka.go.jp/ch0Sakuken/online.html>

② 著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる

- ・著作権とは何か、その意味、種類、著作権者の権利、著作物の正しい使い方、自由に使える範囲、また、無断で使うとどうなるかなどについて、知っておく必要があります。
- ・著作物には価値があり、その価値を得るために利用者はお金を支払って入手します。著作物の不正なダウンロードやコピーによって著作権が侵害され、著作権者は本来得られるはずの利益を得ることができず、結果として経済的な損失を被ることになります。それによって、作品の質が低下する、新製品の開発が難しくなるなどの影響が考えられます。こうした著作権の侵害に対しては、権利者から損害賠償などの請求がなされる場合があります。
- ・漫画やアニメに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響を、子供に考えさせ、理解させましょう。

<著作権とは>

知的財産権には、「著作権」と「産業財産権」（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）があります。著作権は、文化的な創作物を保護の対象とし、著作権法で保護されています。著作権は著作物を作った時点で発生し、原則として著作者の死後 50 年まで保護されます。また、有料無料、上手下手によらず、子供たちの作文や作った曲なども著作物です。

<著作物の種類>

言語の著作物	論文、小説、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲や歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	舞踊や振り付けなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、書、漫画など
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図や図面、模型など
映画の著作物	映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真など
プログラムの著作物	コンピューター・プログラムなど

<自由に使える場合>

私的目的の使用（自分や家族など）のための複製は認められており、定められた条件で自由に使うことができます。ただし、他人に配布するためにコピーしたり、インターネットで送ったりすることは、「私的目的の使用」とはいえず、著作権の侵害となります。なお、図書館などでの複製、引用、教科書への掲載、学校における複製などの場合は、条件の範囲内で自由に利用できますが、家庭での使用と誤解のないようにしましょう。

<権利の侵害について>

著作物を無断で使うことは著作権侵害となります。ただし、許諾が必要ない場合には著作権の侵害にはなりません。デジタル方式で著作物をコピーする場合には、著作権者に補償金を支払う必要がありますが、機器や記録媒体を購入するときに上乗せして支払っているため、録音・録画ごとに支払う必要はありません。したがって、購入した CD の楽曲を、自分で楽しむだけのためにコピーすることは問題ありません。

<罰則>

著作権侵害は犯罪です。ただし、被害者が告訴する必要があります。著作権の侵害は、10 年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金となります。（著作権法第 119 条）

（出典）社団法人著作権情報センター（CRIC）<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime8.html>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①どのような行為が著作権の侵害にあたるか、普段の生活の中で子供と一緒に考える」ことが求められます。

<予防策>

① どのような行為が著作権の侵害にあたるかを、普段の生活の中で子供と一緒に考える

- ・違法ダウンロードのほか、自分でコピーした漫画やアニメなどを友達にあげるといった行為も著作権の侵害にあたり、違法行為となります。
- ・保護者や教師は、日頃から子供とともに、どのようなことが著作権の侵害にあたるのかを確認しましょう。普段行うことで著作権に関わりそうなことを挙げ、著作権の侵害にあたるか、日常生活で気付かないこともありますので、子供と一緒に考えたり、調べたりしてみましょう。著作権侵害は身近に起こりうることを子供に認識させましょう。

指導のポイント

- 市販の漫画・アニメ・音楽作品などをアップロード・ダウンロードしない：
 - ・有料で販売されている漫画やアニメ、音楽作品などを、著作権者の許諾を得ずにアップロードすること、違法アップロードされたものと知りながらダウンロードすることは、著作権の侵害にあたる重大な違法行為です。絶対にやめましょう。
 - ・自分でコピーした画像や楽曲、ゲームソフトなどを友達に配ることも著作権侵害にあたり違法です。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子供が扱う携帯電話やスマートフォン、パソコン、携帯ゲーム機などには、フィルタリングを設定しましょう。動画共有サイトであれば、子供が著作権について理解した段階で、アクセス許可を行うのがよいでしょう。
- 著作権の意味や侵害した場合の影響を教える：
 - ・著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子供と一緒に考えましょう。（たとえば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下する、新製品の開発に影響がある、著作権の侵害に対して損害賠償などを請求される場合がある、など）。

6 誘い出しによる性的被害や暴力行為

6-1 ネットを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫・画像の強要

6. 誘い出しによる性的被害や暴力行為

事例6-1 ネットを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫・画像の強要

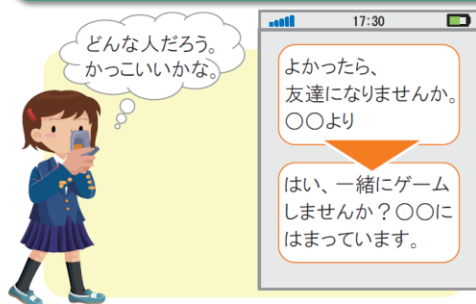
出会い系サイトでなくても、インターネットには、見知らぬ人とコミュニケーションできるサービスが豊富にあります。たとえば、身近なSNSやゲームサイトが挙げられます。見知らぬ人に心を許して、連絡先を交換したり、実際に会ったり、あまりにも私的な画像・動画を送信したりする行為は避けましょう。

データは消えずに残る!

違法行為!

原因

ミニメールで仲良くなった男性と会ってしまう



中学3年生(女子)のAさんは、ゲームサイトを利用していました。ゲームサイトでは、ミニメールと呼ばれる機能で、見知らぬ人も簡単に連絡を取ることができました。ある時、Aさんは、ミニメールで仲良くなった男性と会ってしまいました。

結果

会った人から執拗に脅迫され性的被害に



その後、Aさんは男性に、執拗にメールで脅迫されました。仕方なく、再び男性に会いに行ったAさんは、男性から性的被害を受けてしまいました。

スマホ・タブレット、無料通話アプリなどの流行で、新たな誘い出し被害が増えています。

【解説 6-1】

ミニメールで知り合った人から重大な性的被害を受けた事例

最近では、出会い系サイトではなく、SNS、ゲームサイト、プロフ（自己紹介サイト）などで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています（SNS やプロフについては事例 2-1 の解説を参照）。

ミニメールとは、SNS やゲームなどのコミュニティサイトに会員登録を行っている利用者間でメッセージを交換するサービスです。知らない人にも送信できるため、子供と接触したい大人に悪用されています。一部のコミュニティサイトでは、年齢の離れた会員へのミニメールの送信を禁止するなどの規制を設けていますが、容易に年齢を詐称できるため、問題の解決にはつながっていません。最近では、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）が認定するコミュニティサイトで、ミニメールの内容を監視員が直接確認し、不適切な内容を取り締まる試みもなされています。

警察庁が行った調査によると、平成 25 年にコミュニティサイトを利用して児童買春や強姦などの被害にあった児童生徒は 1,293 人で、前年より 217 人（20.2%）増加しています。

（出典）警察庁「平成 25 年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」（平成 26 年 2 月）

警察庁は「出会い系サイトの規制が進む一方、SNS などのコミュニティサイトでの被害が増えつつある」として、注意を呼びかけています。規制が強化された出会い系サイトに代わり、こうした SNS

などのコミュニティサイトが子供を狙った犯罪の抜け道として悪用されており、売春目的に利用されることもあります。

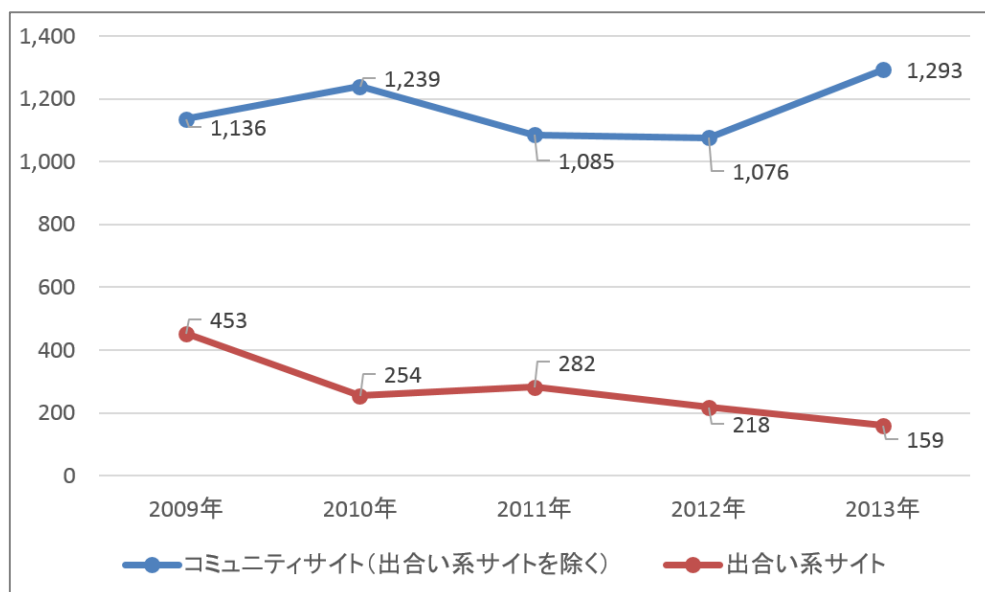
また、スマートフォン普及から新たなアプリによる出会い被害も懸念されています。特に近年爆発的に普及が広まっている「無料通話アプリ」などが新たな誘い出しの手段となった被害も発生しています。

あるゲームサイトの運営会社は、2歳以上年上の人とメールをできないようにする、文面がおかしいメールは6時間以内に削除するなどのルールを決め、24時間365日休まず監視体制をとっています。しかし、一部の利用者は、利用者間でのみ通じる隠語を使うなどして監視の目をかいくぐろうとするため、運営会社と「いたちごっこ」になっている現状があります。

子供たちは、学校以外の人と知り合いたいという気持ちから、コミュニティサイトにアクセスします。コミュニティサイトで知り合った人と軽い気持ちで会うと、性的被害や暴行被害を受けるなど、取り返しのつかない大きな痛手となることがあります。そのような悲劇を起こさないために、家庭や学校で子供とコミュニケーションを図りながら、指導していきましょう。なお、被害例には女子中学生が多いので、保護者は十分注意を促しましょう。

そのほか、携帯電話やスマートフォンは手軽で便利ですが、たとえ信頼する友人・交際相手であっても、あまりにも私的な画像や動画は撮影・送信し合わないよう注意しましょう。相手との関係が悪化した際に、ネット上に画像や動画を公開されてしまう可能性があります。たとえ、無料通話アプリなどで、友人だけに送ったとしても、友人がネット上に公開する可能性もあります。インターネットに流出した画像や動画は、私的なものであるほど瞬く間に広まります。拡散したデータを、回収、消去することはほぼ不可能です。十分に注意をしましょう。

図 3 コミュニティサイトと出会い系サイトの被害者数の推移



(出典) 警察庁「平成 25 年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(平成 26 年 2 月)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①知らない人からのミニメールには返信しないよう指導する」、「②子供たちだけの判断で会わないよう指導する」、「③個人情報や写真を掲載しないよう指導する」、「④SNSやゲームサイトなどによる犯罪が増えていることを理解させる」、「⑤フィルタリングを利用する」ことが求められます。

<予防策>

①知らない人からのミニメールには返信しないよう指導する

- ・子供と接触するために、不特定多数の子供にミニメールを送信している大人がいます。子供に会いたいと考えている大人は、子供にやさしくしたり、素性を偽ったりして近づいてくることが多いため、子供が安易に信用してしまう危険性があります。ミニメールでのやり取りは些細なことだと考えられがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感が湧いてしまい、客観的な判断ができなくなります。
- ・ミニメールを受け取った子供は、相手を気遣って、返信してしまう危険があります。ミニメールでのやり取り自体の危険性を理解させ、返信せずに無視するよう指導しましょう。
- ・ミニメールでのやり取りで仲良くなった相手に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を聞かれても、絶対に教えないよう指導しましょう。
- ・とりわけ、自己紹介文で『友達』募集などと書くことは「簡単に会える」と受け取られる危険があるため、やめさせましょう。

②子供たちだけの判断で会わないよう指導する

- ・SNS、ゲームサイト、プロフなどで見知らぬ人と知り合い、実際に会うことの危険性を家庭や学校で指導しましょう。子供たちだけの判断で、知らない人には絶対に会わないと約束させましょう。

③個人情報や写真をインターネット上に掲載しないよう指導する

- ・自分や友達に関する情報を、SNS、ゲームサイト、プロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（氏名、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子供たちへの指導を徹底しましょう。

④SNSやゲームサイトなどによる犯罪が増えていることを理解させる

a) コミュニティサイトが出会い系サイトのように利用されることが多いことを認識させる

- ・誘い出しによる犯罪被害は、いわゆる「出会い系サイト」から、SNS、ゲームサイト、プロフなど、出会い系サイト以外の「コミュニティサイト」に移行しています。

- ・コミュニティサイト自体は信用が高い事業者が運営していても、その利用者にはさまざまな人がいます。子供たちには、有名なサイトだからといって安心せずに、コミュニティサイトで知り合った人に会うことの危険性を理解させましょう。

b) コミュニティサイトによる犯罪の被害者は女子が多いことを認識させる

- ・平成 25 年に SNS やゲームサイトなどのコミュニティサイトを利用して犯罪被害にあった児童生徒は 1,293 人。誘い出しは、援助交際、暴行、恐喝、脅迫などの事件に巻き込まれ、取り返しがつかなくなるおそれがあるので注意が必要です。

⑤フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子供が使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限機能）を利用し、子供がアダルトサイトや出会い系サイトなどの安全性が確認できないサイト、金銭トラブルの元となりやすいゲームサイト、ショッピングサイトなどへ容易にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHS も同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18 歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者に申し出る必要があります（青少年インターネット環境整備法）。

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）のフィルタリングでは、SNS やゲームサイトなどはフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線 LAN 接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高機能携帯電話は、無線 LAN 接続によりインターネットを利用できます。現在、携帯電話事業者には、無線 LAN 接続時のフィルタリングの適用が義務付けられていないため、無線 LAN 接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線 LAN 接続自体を制限するなどの対策を講じる必要があります。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①SNS などの利用に関する家庭のルールを決める」、「②保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①トラブルにあったら大人に相談

するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① SNS などの利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNS やゲームサイトなどで知り合った人とは直接会わない、個人情報（氏名、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜 9 時まで、など子供と一緒に話し合っ
- て家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。
- ・子供が家庭のルールを守らなければ携帯電話を取り上げるなど、強い姿勢を示すことも時には必要です。

② 保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

- ・携帯電話は子供が所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。
- ・保護者は、子供が使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子供とのコミュニケーションを密にして、SNS やゲームサイトなどのコミュニティサイトでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 知らない人からのミニメールには返信しない：
 - ・ミニメールでのやり取りにより、相手に親近感を抱き、冷静な判断を失うことがあります。安易な気持ちで、知らない人からのミニメールに返信しないようにしましょう。
 - ・ミニメールで知り合った人に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えてはいけません。
- あまりにも私的な画像・動画は送信しない、撮影させない：
 - ・信頼できる友人であっても、性的な画像や動画は撮影させない、送信しないように。データは容易に複製・共有されてしまう危険性があります。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- フィルタリングを適用していても一部の SNS やゲームサイトは利用可能であることに注意する：
 - ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部の SNS やゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。
- 授業で啓発活動を行う：
 - ・実際に発生した事件などを用い、授業で啓発を行いましょう。事件などを事実として伝え、ネットやリアルな世界に潜む恐ろしさを伝えましょう。

6-2 掲示板などへの書き込みをきっかけとした暴力行為

6. 誘い出しによる性的被害や暴力行為 事例6-2 掲示板などへの書き込みをきっかけとした暴力行為

掲示板やブログ、プロフィールへの書き込みがきっかけでトラブルが起こることもあります。書き込まれた人がその内容に不満を持ち、書き込んだ人に暴行を加えて、死亡させた事例もあります。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

原因

掲示板に悪口を投稿



中学2年生(男子)のA君は野球部です。ライバル校との練習試合に負けてしまった腹いせで、**掲示板にその学校のピッチャーの悪口を書いてしまいました**。ある日、A君が下校する時、校門の前でライバル校の野球部員が待ち伏せしていました。

結果

悪口を書いた相手から暴行を受ける



A君は、人があまり来ない公園に連れて行かれ、**ライバル校の野球部員数人から暴行を受けました**。たまたま通りかかった30代の男性が止めに入ったので、ライバル校の野球部員は逃げて、Aくんは助かりました。

ブログ:日記やそれに対するコメントを書き込むことができるサイト プロフ:自己紹介(プロフィール)サイト

【解説 6-2】

掲示板への書き込みが暴力事件に発展した事例

掲示板やブログ、プロフィールへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事件もあります。

子供たちは、自分の行動がどのような結果を招くかを考えずに、一時の感情に任せて行動してしまうことがあります。暴力事件を引き起こすことにより相手を傷付け、最悪の場合は命を奪ってしまうこともあります。家庭や学校で、実際に起こった事例の実例も示しながら、子供たちを指導する必要があります。

<暴力事件の実例>

- 平成20年5月、プロフィールへの書き込みに腹を立てて暴行したとして、東京都の女子中学生(15歳=当時中学3年生)ら少女7人が逮捕されました。女子中学生(13歳=当時中学1年生)が、自分のプロフィールに「かかってこい」などと書き込んだことに立腹し、公園に呼び出し殴る蹴るの暴行を加え、頭などに全治1週間のけがを負わせました。
- 平成20年7月、群馬県で高校1年の男子高校生(当時15歳)が、自分のプロフィールに「ギターをやっている奴にろくな奴はいない」などと書き込んだことから、バンド活動をしていた元同級生の無職少年(当時15歳)とトラブルになり、暴行を受け死亡しました。

- ・平成 23 年 8 月、京都府で、あるグループが開設していたブログに、別のグループのメンバーが「タイマン（1 対 1 のけんか）できる者はいないか」と書き込んだのをきっかけに、メールで時間と場所を決めて集まり、中学生ら 30 人が乱闘する騒ぎになりました。この騒ぎで 3 人が内臓損傷などで 6 カ月から 1 週間のけがを負いました。
- ・平成 23 年 12 月、兵庫県で、男友達に関連するブログの書き込みをめぐってトラブルになった少女グループに危害を加えるために金属バットを用意したとして、女子中学生ら 2 名が逮捕されました。

軽い気持ちで掲示板やブログ、プロフに書き込んだ内容でも、受け手がとても腹を立てたり、傷付いたりすることがあります。些細なきっかけであっても、傷害事件、傷害致死事件に発展してしまうことがあります。書き込む内容には十分注意する必要があります。日頃から、相手の気持ちを考え、相手を思いやるコミュニケーションを心がけるよう指導しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①インターネットの特性を理解させる」、「②暴力事件などを起こした場合の法的な責任を理解させる」ことが求められます。

<予防策>

① インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができないことを理解させましょう。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

- ・インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを理解させましょう。
- ・子供たちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピューターから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。
- ・インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

② 暴力事件などを起こした場合の法的な責任を理解させる

- ・インターネット上の書き込みに腹が立ったからとはいえ、傷害事件を起こした場合は、刑法第 204 条に基づき、「傷害罪」が適用されます。刑法第 204 条では、「人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」と規定されています。

- ・相手の身体を傷害し、人を死亡させた場合には、「傷害致死罪」が適用されます。刑法第 205 条では、「身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する」と規定されています。
- ・20 歳未満の子供であっても、14 歳以上の場合には、成人の事件と同様に警察、検察の捜査が行われます。その後、家庭裁判所（14 歳未満の「触法少年」の場合は児童相談所）に送致され、少年院送致を含む措置がとられます。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①相手の気持ちを考えるよう指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子供との信頼関係を築いた上で「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

a) 相手を傷付けるような言葉は使わないよう指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷付けるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・書き込んだ本人は軽い冗談のつもりやいたずら心で書いた言葉でも、気付かないうちに相手をひどく傷付けてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷付けてしまうことがあることを理解させましょう。

b) 文字によるコミュニケーションは感情や真意が伝わりにくいことを理解させる

- ・文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えたかった真意が伝わらずに、相手に誤解されてしまうことがあります。
- ・文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

② 子供が相談しやすい環境をつくる

- ・トラブルに発展するような書き込みをする子供は、心にストレスや心理的なプレッシャーを受けている場合があります。
- ・保護者や教師は、日頃から子供が身近な大人に相談しやすい環境を作っておくとともに、コミュニケーションを密にし、子供の心の変化を早く察知できるように心がけましょう。
- ・もし子供が大きなストレスを抱えているのであれば、カウンセラーなどの専門家に相談し、きめ細かなケアを行いましょう。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子供とのコミュニケーションを密にして、トラブルにあった場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。ほかの子供がトラブルにあっていることに気付いた場合についても同じです。

指導のポイント

- 相手の気持ちを考える：
 - ・軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷付けてしまうことがあります。相手が書き込んだ内容を読んで、どのような気持ちになるかをよく考えましょう。
 - ・文字によるコミュニケーションは、顔を合わせた会話と比べて、感情や真意が伝わりにくいので気を付けましょう。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。一度拡散した情報は完全には削除できません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- 子供が相談しやすい環境を作る：
 - ・書き込みをする子供は、ストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、子供が身近な大人に相談しやすい環境を作りましょう。
- 情報モラル教育を行う：
 - ・インターネットの特性や、文字によるコミュニケーションの注意点、適切な携帯電話やスマートフォンの活用方法について考えさせましょう。

7 ソーシャルゲームなどの中毒性がもたらす悪影響

7-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費

7. ソーシャルゲームなどの中毒性がもたらす悪影響 事例7-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費

ゲームサイトやアプリによって提供されるソーシャルゲーム。
無料で気軽に始められるゲームが多い反面、**ゲーム内でのアイテム購入によって課金が積み重なり、多額の金銭を浪費**してしまふことがあります。

「無料」「便利」に注意!

金銭トラブル!

原因

親のカードを無断で使って有料アイテムを購入



高校2年生のA君は、基本料金が掛からないソーシャルゲームで遊び始めました。A君は、**ゲームを優位に進めるために、有料アイテムを何度も購入**しました。支払いには、無断で親のクレジットカードを利用していました。

結果

高額請求が届き、親から厳しく叱られる



後日、2カ月分間の利用料として、**A君の両親に400万円という高額請求**が届きました。A君は両親から厳しく叱られました。両親は、請求の免責ができないか、ゲーム会社に掛け合っていますが、厳しい状況です。

ソーシャルゲーム：SNS(Social Networking Service)本来のコミュニケーション機能にゲームの要素を組み合わせたサービス

【解説 7-1】

ソーシャルゲーム上での金銭の浪費

ソーシャルゲームとは、SNS 本来のコミュニケーション機能にゲームの要素を組み合わせたもので、携帯電話やパソコン・スマートフォンで利用することができます。多くのソーシャルゲームは、基本無料で利用することもできますが、ほかの「友達」よりも優位にゲームを進めるためには、有料でアイテムを購入する必要があります。このように、「友達」との競争の中でゲームを進めていくため、競争心から追加料金を支払ってしまいやすい特徴があります。

このように、ソーシャルゲームには、ゲームの進行上、課金される場合があることを理解する必要があります。有料の場合があることを子供に理解させ、保護者と決めた一定金額内で楽しむことを子供と約束しましょう。また、子供の自制心には限界があるため、子供が約束を守るように課金制限などのサービスを活用しましょう。

特に、決済方法にクレジットカードを利用すると、クレジットカードの利用限度額まで課金サービスを利用できてしまうため、大変危険です。また、この事例のように、保護者に無断でカード情報を入力し、後から高額請求が届く事例も見受けられます。子供が無断で利用したとしても、クレジットカードの名義人はカードの管理責任を問われるため、免責が難しいことにも注意しましょう。

また、フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは利用できてしまう可能性があり、ソーシャルゲーム自体を禁止する場合は設定に注意が必要です。スマートフォンを利用している場合、無線 LAN 利用時にもフィルタリングが適用されるかどうかを確認する必要があります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①ソーシャルゲームの特徴を理解させる」、「②クレジットカード決済の危険性を理解する」が求められます。

<予防策>

① ソーシャルゲームの特徴を理解させる

a) ソーシャルゲームは、競争心が芽生えやすいことを認識させる

- ・ソーシャルゲームは、SNS やゲームサイトのほかの「友達」と一緒に進めるため、ほかの「友達」よりも優位に立ちたいという競争心を煽られやすい仕組みになっています。

② クレジットカード決済の危険性を理解する

a) クレジットカード決済の場合、クレジットカードの利用上限額まで利用できてしまうことを理解する

- ・多くのソーシャルゲームでは、利用者が決済方法を選べる仕組みになっていますが、クレジットカードを選択すると、子供がカードの利用限度額まで課金サービスを利用してしまいう危険があることを理解しましょう。

b) 子供が無断使用した場合も、名義人はカードの管理責任を問われることを理解する

- ・子供が無断で利用したとしても、クレジットカードの名義人はカードの管理責任を問われるため、免責が難しいことを理解しましょう。

③ フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子供が使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限機能）を利用し、子供がアダルトサイトや出会い系サイトなどの安全性が確認できないサイト、金銭トラブルの元となりやすいゲームサイト、ショッピングサイトなどへ容易にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHS も同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者に申し出る必要があります（青少年インターネット環境整備法）。

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）があります。

- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線 LAN 接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線 LAN 接続によりインターネットを利用できます。無線 LAN 接続時にも機能するフィルタリングソフトを利用する、無線 LAN 接続自体を制限するなどの対策を講じる必要があります。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①課金サービスの利用に関する家庭のルール決める」ことが求められます。

<予防策>

①課金サービスの利用に関する家庭のルールを決める

a) 保護者は子供と相談して利用金額の上限を決める

- ・子供がお小遣いを浪費しないように、月々の利用金額の上限を話し合っておきましょう。

b) 約束を守れるように課金制限サービスを利用することを納得させる

- ・ソーシャルゲームは、思いがけずお金を使いすぎてしまう可能性があるため、利用にあたって子供の自制心に任せるだけでは不十分です。
- ・約束した金額内にきちんと収まるように、課金サービスの利用金額を制限するサービスを利用しましょう。
- ・クレジットカード決済を選択することは避け、子供が無断で使用するののないようカードの名義人がクレジットカードをきちんと管理しましょう。

指導のポイント

- ソーシャルゲームの危険性を理解する：
 - ・ ソーシャルゲームでは、ゲームの進行上、課金される場合があります。「友達が持っているから・・・」、「ゲームをクリアしたいから・・・」という考えからお金を使いすぎないように注意しましょう。
 - ・ お金が減っていくのが目に見えないため、金銭感覚が麻痺する傾向があります。常に利用金額を意識しましょう。
- すべてが無料だと思わないように注意する：
 - ・ 「無料」とされているゲームでも、ゲーム内のアイテム購入は有料の場合がほとんどです。
- 課金サービスに関する家庭のルールを決める：
 - ・ 子供がお小遣いを浪費しないように、月々の利用金額の上限を話し合っておきましょう。
- クレジットカード決済の危険性を理解する：
 - ・ 多くのソーシャルゲームでは、利用者が決済方法を選べる仕組みになっていますが、クレジットカードを選択すると、子供がカードの利用限度額まで課金サービスを利用してしまう危険性があります。
 - ・ 子供が無断で利用したとしても、クレジットカードの名義人はカードの管理責任を問われるため、免責が難しいことに注意が必要です。
- 情報モラル教育を行う：
 - ・ 普段どのようなスマートフォンの使い方をしているか振り返り、アプリやゲームなどについて触れましょう。アプリやゲーム上では、有料アイテムが欲しくなったことがあるかなど、話し合いながら、お金の重要性を伝えましょう。

7-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

7. ソーシャルゲームなどの中毒性がもたらす悪影響

事例7-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

友達との協力や競争を通じてプレイするオンラインゲームは、無料で気軽に始められるものが多く、多数の利用者がいます。オンラインゲームは、決められたゲームのクリアがないものが多く、友達とのコミュニケーション要素もあるため、**際限なくプレイしてしまい、日常生活に支障をきたす**ことがあります。

「無料」「便利」に注意!

原因

オンラインゲームに長時間、没頭してしまう

結果

睡眠不足が続き、日常生活に支障をきたす



オンラインゲームにはまっている小学5年生(男子)のA君。夜中でも親に隠れてゲームを楽しんでいました。ゲームに参加しないと、仲間はずれにされるのではないかと心配で、途中でやめられなくなっていました。



A君は、睡眠不足が続いた影響で、学校の授業に集中できなくなっていました。成績は、オンラインゲームを始める前と比べて、明らかに下がっていました。それでもオンラインゲームが止められないといいます。

【解説 7-2】

オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

子供たちは、ゲームのやり過ぎが身体や精神面にどのような影響を及ぼすかを深く考えずに、ゲームに夢中になっています。また、保護者もゲームが心身に与える影響についての知識を持っていないために子供が喜ぶものを買って与えてしまい、結果として子供のゲーム依存を助長してしまうことがあります。

ゲームのやり過ぎが心身の悪影響を引き起こすことを懸念し、アメリカ、カナダ、中国、韓国、日本などで、ゲーム依存の原因、症例、治療法などについて精神科医や脳科学者らが研究しています。研究によると、ゲームのやり過ぎによって、日常の生活、人間関係、健康などに影響が出ているという事例が数多く報告されています。

身体への悪影響としては、主に睡眠不足による疲労や視力の低下などが問題視されています。2002年には、86時間連続でネットゲームをプレイし続けた韓国の24歳の男性が死亡しました。その死因は激しい疲労とみられています。

精神面への悪影響も懸念されています。ゲーム依存になると、気力が低下して気分が憂鬱になったり、学校での人間関係に関心が低くなったりします。その症状が悪化すると、ひきこもりになる危険性もあります。

また、ファイティングゲームなどの場合は、戦闘相手を倒す目的で武器などのアイテムを購入する

ために、多額のお金を費やしてしまうといったケースもあります。

実際にゲームのやり過ぎによって心身への悪影響を引き起こしていても、子供たちは自分の意思でゲームをやめることができなくなってしまうことが多いのです。

また、子供たちの間で動画共有サイトの人気が高まっており、このような心身への悪影響の問題は、パソコンなどでの動画共有サイトの長時間視聴などでも起きています。

そして、携帯電話への過度な依存によって携帯電話が着信で振動していないのに、振動したと錯覚してしまう「ファントムバイブレーションシンドローム（幻想振動症候群）」症状なども起こっています。

保護者や教師は、子供の顔色や体調、生活習慣などの変化に気を付け、子供がゲーム依存になっていないかを確認するようにしましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①ゲームやパソコンを長時間利用しないよう指導する」、「①最寄りの専門機関に相談する」ことが求められます。

<予防策>

① ゲームやパソコンを長時間利用しないよう指導する

- ・保護者や教師は、ゲームのやり過ぎが心身に深刻な影響を及ぼす危険性について知るようにしましょう。具体的には、睡眠不足や視力の低下だけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）などもあります。
- ・子供にゲーム機やゲームソフトを与える際は、ゲーム依存がとても身近なものであり、自分にも起こる危険性があることを子供に教えましょう。これは、パソコンでの動画共有サイトの長時間視聴などでも同様です。

<対処方法>

① 最寄りの専門機関に相談する

- ・子供のゲーム依存が深刻な場合、最寄りの専門機関に相談することを検討するとともに、心療内科に相談することも考慮しましょう。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める」、「②子供の身体や生活習慣の変化を確認する」ことが求められます。

<予防策>

① ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める

a) 子供と話し合ってルールを決める

- ・1日のうちゲームやパソコンをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にするなど、子供と一緒に話し合ってゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

b) ゲーム仲間に上手に「NO」と言えるよう指導する

- ・ネットゲームのようにチームで対戦相手がいる場合、自分だけがゲームをやめると言いづらいものです。しかし、ゲーム依存にならないように、時にはゲーム仲間に上手に「NO（今日はこれでやめる）」と言えるよう指導しましょう。

② 子供の身体や生活習慣の変化を確認する

- ・子供がゲーム依存やパソコンの長時間使用に陥っている場合、子供の顔色や体調、日々の生活習慣（夜遅くまで起きている、食後すぐに部屋にこもるなど）に変化が起こります。
- ・保護者や教師は、日々の変化に気を付け、子供がゲーム依存やパソコンの長時間使用に陥っていないかを確認し、その兆候に早めに気付けるようにしましょう。

指導のポイント

- ゲームやパソコンを長時間利用しない：
 - ・ ゲームやパソコンを長時間利用すると、睡眠不足や視力の低下につながるだけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）など、心身に深刻な影響を及ぼす危険性があるので、時間を制限して利用しましょう。
 - ・ 家庭で決めたルールは友達にも伝え、時にはゲーム仲間に上手に「NO」と言えるようにしましょう。
- ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める：
 - ・ 1日のうちゲームやパソコンをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にするなど、ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを話し合っ決めて、それを守るようにしましょう。
- 子供の身体や生活習慣の変化を確認する：
 - ・ 保護者は、子供の身体や生活習慣の変化を日々確認し、ゲーム依存やパソコンの長時間使用の兆候に早めに気付くようにしましょう。
- ゲームなどとの付き合い方について考えさせる：
 - ・ 日常生活への影響がないように、ゲームなどと付き合うことができる判断力を育成しましょう。まずは、ゲームをしていて、止められなくなった経験があるかどうかから、話し合しましょう。

8 犯行予告など

8-1 地域社会に不安を与える犯行予告

8. 犯行予告など

事例8-1 地域社会に不安を与える犯行予告

インターネット上の掲示板などに犯行予告する書き込みは、たとえ、いたずらであっても、地域の人々や学校、犯行予告された組織など、社会に大きな不安を与えます。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

原因

インターネット上に犯行予告を書き込む



インターネットの掲示板に、ある地域で通り魔殺人を起こすという書き込みが、日時指定でありました。

この書き込みは、インターネットの掲示板やミニブログで大きな話題となりました。

結果

書き込んだ犯人は、すぐに特定されて逮捕



この犯行予告に対して、80名の警察官が動員されるなど、その地域は混乱しました。しかし、実際には何も起こりませんでした。その後、この書き込みから書き込んだ日時や場所が特定され、犯人は逮捕されました。

【解説 8-1】

犯行予告により多くの人が迷惑をこうむった事例

インターネットの普及によって、いつでも、誰でもインターネット上の掲示板などに自由に書き込みをして、多くの人目に自分の考えを触れさせることができるようになりました。それ自体は非常に便利なことですが、中にはこの特性を悪用して犯罪に使う人もいます。

特に、平成20年6月の秋葉原無差別殺傷事件で、犯人が事前にインターネット上で犯行予告をしていたことから、これを模倣して犯行を予告するような書き込みが急増しました。警察庁によると、事件のあった平成20年6月8日から23日までの半月ほどの間に12人も逮捕されています。

この事例も秋葉原の事件を模倣した事件とされています。実際の犯行は行われませんでした。掲示板に書き込んだ際のIPアドレスから書き込み場所（店舗内の公衆無線LAN）が特定され、防犯カメラに撮影されていた画像から犯人を特定し、威力業務妨害容疑で逮捕されました。公衆無線LANを利用したとしても、複数の証拠を突合することで犯人が特定されました（なお、犯人が逮捕された後、犯行予告を行った中学生の実兄がカッターを振り回し、実際に犯行を行いました。実兄の犯行は大事には至りませんでした）。

以下の表は、秋葉原無差別殺傷事件以降に小学生から高校生が逮捕・補導などをされた実績です。

平成 20 年 6 月※	福岡県の女子中学生（13 歳）が「明日殺す全員皆殺し僕に逆らったから・・・学校に乗り込んでやる 殺してやる・・・」と書き込み、軽犯罪法違反（業務妨害）の容疑で児童相談所に通告されました。
平成 20 年 6 月※	福岡県の男子小学生（6 年）が、「明日 4 時に、小学生と生意気な中学生を果物ナイフで殺す」などと書き込み、軽犯罪法違反（業務妨害）の非行事実で、児童相談所に通告されました。
平成 20 年 6 月※	長野県の男子高校生（16 歳）が、携帯ゲーム機から、他人の無線 LAN を介して「明日、東京の〇〇中学（実名）に討ち入りに行く。午前 9 時半に刺殺する」と書き込み、威力業務妨害の容疑で、逮捕されました。
平成 20 年 6 月※	北海道の男子高校生（17 歳）が学校裏サイトに学年、クラス名と同級生 2 人の名字に続けて「殺す」と書き込み、脅迫の容疑で逮捕されました。
平成 20 年 6 月※	新潟県の男子中学生（13 歳）が「新潟駅に放火する。放火した後、新潟駅周辺で無差別殺人を起こします。みなさんさようなら」と書き込み、脅迫の非行事実で補導されました。
平成 20 年 7 月※	福岡県の女子小学生（4 年）が、県内の自治体名を挙げて「明日、下校中の 4 年生を殺す」と書き、軽犯罪法違反（業務妨害）の容疑で、児童相談所に通告されました。
平成 20 年 8 月※	静岡県の男子高校生（1 年）が、学校のホームページに「爆薬をしかけた。今月中に爆発させる」と書き込み、威力業務妨害の容疑で書類送検されました。
平成 20 年 11 月※	男子高校生（1 年）が、学校裏サイトに殺人予告を書き込んだとして脅迫容疑で書類送検されました。男子生徒は、学校裏サイトに「担任の先生を殺します」と女性教諭の名前を書き込みました。
平成 21 年 3 月	福岡県の男子高校生（3 年）が、ウィキペディアに「コミックマーケットで参加者を皆殺しにする」などと書き込み、威力業務妨害の容疑で逮捕されました。
平成 22 年 1 月	埼玉県の男子中学生（3 年）が、役所のホームページに学校爆破を予告するメールを送り、市内の全小中学校を臨時休校にさせたとして、威力業務妨害の容疑で逮捕されました。生徒は、自宅のパソコンから市のホームページにアクセスし「〇〇し（市名）の学校に爆弾を仕掛けた」とメールを送信しました。

※（出典）ねっと事件簿「ネット掲示板犯行予告事件一覧」から構成

犯行を予告するような書き込みをしてしまった子供たちは、一様に、「何となくやってしまった」「いたずらのつもりだった」「こんな大騒ぎになるとは思わなかった」などと供述しています。

いたずらや冗談であっても、実際にするつもりがなくても、また、ほかの人のまねをただけでも、犯行を予告する書き込みは犯罪にあたります。平成 24 年 3 月に短文投稿サイトにバスジャックの予告文を書き込んだとして、威力業務妨害の疑いで男子中学生（当時 15 歳）が書類送検された事例もあります。

子供たちが犯行を予告する書き込みをする場合、子供自身の心や環境の問題、また、保護者や友人、学校での人間関係やコミュニケーションの問題が背景にあり、それらの問題がきっかけになる場合があります。トラブルを未然に防ぐために、子供が保護者や教師など周りの大人に相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子供が困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談に乗ることができます。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①犯行を予告する書き込みは犯罪にあたることを理解させる」、「②インターネットの特性を理解させる」ことが求められます。

<予防策>

① 犯行を予告する書き込みは犯罪にあたることを理解させる

- ・犯行を予告する書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりするため、多くの人に混乱を与えます。例えば鉄道会社に爆破予告があった場合などは、被害を防ぐために列車を運休させて駅や車両を点検したりするため、正常な業務ができなくなります。
- ・このため、業務妨害罪、脅迫罪などに問われることがあり、民事でも損害賠償を請求されることがあります。

<威力業務妨害罪>

刑法第 234 条には「威力を用いて人の業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」と規定されています（威力業務妨害罪）。

<偽計業務妨害罪>

刑法第 233 条には「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」（偽計業務妨害罪）と規定されています。偽計業務妨害罪は、嘘の情報を用いて人の業務を妨害したときに該当する罪で、秋葉原無差別殺傷事件の模倣犯がこれに相当します。

<脅迫罪>

刑法第 222 条には「身体・生命・自由・名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は 2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する」と規定されています（脅迫罪）。特定の人物を殺傷する予告をした場合は、これに当たります。

② インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

- ・インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ります。
- ・子供たちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合があります

が、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピューターから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるよう指導する」、「②子供が相談しやすい環境をつくる」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①犯行予告を見付けたら大人に連絡する」よう指導しておくことが大切であるほか、「②学校の緊急速報や地域のホームページで周知する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるよう指導する

- ・犯行を予告する書き込みがあると、多くの人に混乱を与えます。軽い気持ちやいたずら心であっても、実際にするつもりはなくても、また、ほかの人のまねをただけであっても、周囲に多大な迷惑をかけることをよく考えさせ、理解させましょう。

② 子供が相談しやすい環境をつくる

- ・犯行を予告するような書き込みをする子供は、心にストレスや心理的なプレッシャーを受けている場合があります。
- ・保護者や教師は、日頃から子供が身近な大人に相談しやすい環境をつくっておくとともに、コミュニケーションを密にし、子供の心の変化を早く察知できるように心がけましょう。
- ・もし子供が大きなストレスを抱えているのであれば、カウンセラーなどの専門家に相談し、きめ細かなケアを行いましょう。

<対処方法>

① 犯行予告を見付けたら大人に連絡する

- ・インターネット上で犯行を予告する書き込みを発見したら、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するよう子供に指導しましょう。

② 学校の緊急速報や地域のホームページで周知する

- ・希望者には、犯行を予告する書き込みがあったことを学校の緊急連絡網などのメールで一斉配信したり、地域のホームページに防犯情報を掲載したりしてもらうなど、情報共有の仕組みを利用するのもよいでしょう。

指導のポイント

- 犯行を予告する書き込みは犯罪にあたることを理解する：
 - ・軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行を予告する書き込みをすると、多くの人に迷惑をかけます。
 - ・実際にするつもりがなく、ほかの人のまねをただけでも、罪に問われることがあります。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まります。一度拡散した情報は完全には消すことができません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：
 - ・自分の身近な地域で、犯行を予告する書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。
- 子供が相談しやすい環境をつくる：
 - ・書き込みをする子供は、ストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、子供が身近な大人に相談しやすい環境を作りましょう。
- 情報発信には責任が伴うことと注意点を教える：
 - ・インターネットに情報を書き込む際には社会的責任が伴うことを学ばせるとともに、情報発信に伴う留意点について、理解を深めさせる。

8-2 掲示板での特定した個人に対する脅迫行為

8. 犯行予告など

事例8-2 掲示板での特定した個人に対する脅迫行為

「嫌がらせをしよう」などの呼び掛けを掲示板に書き込むことは、実際にするつもりがなくても、相手を傷付けたり、多くの人に迷惑を掛けます。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

原因

嫌がらせを呼び掛ける書き込みをする

結果

書き込んだ犯人は、すぐに特定されて逮捕



中学2年生(男子)のA君は、いたずら心からインターネットの掲示板に「暴れたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合。〇〇(名前)を殴っちゃおう」と書き込みました。書き込みに乗る人もいましたが、実際には実行ませんでした。



しかし、その掲示板を見た人が警察に通報。警察が犯行防止のために周辺を1日中パトロールしたり、大きな問題になりました。A君は、軽い気持ちで書き込んでしまったことをとても後悔しました。

【解説 8-2】

掲示板へのいたずらの書き込みにより多くの人が迷惑をこうむった事例

インターネット上の掲示板などで嫌がらせをしようと呼びかけるような書き込みは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷付け、多くの人に迷惑をかけます。書き込みの内容、影響の大きさによっては、罪に問われることとなります。いたずらや冗談であっても「危害を加える」という書き込みは、犯罪にあたります。

また、「危害を加える」というような悪質な書き込みは、警察からの要請があれば、サイトの運営会社(運営者)から提出されたログを解析し、どのコンピューターから書き込んだかを割り出し、書き込んだ人を特定することができます。

<威力業務妨害罪>

この事例のように「暴れたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合!」と書き込み、鉄道の運行を止めたり、駅周辺のお店の営業活動を止めたりした場合は、威力業務妨害罪に問われることがあります(刑法第234条「威力を用いて人の業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」)。

<軽犯罪法違反>

軽犯罪法違反(いたずらによる業務妨害)に問われることもあります。軽犯罪法はさまざまな軽微な秩序違反行為に対して拘留、科料の刑を定める法律で、軽犯罪法違反の場合、拘留されたり、罰金

を払わされたりします（軽犯罪法 第1条 第31項「他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者」）。

この事例では、男子生徒は冗談やいたずらのつもりで掲示板に嫌がらせを書き込みましたが、一度インターネット上に書き込むと、言い訳は通用しません。いたずら心から書き込んだとしても、自分の行動がどのような結果を招くかについて、よく考えなければなりません。

子供たちが、掲示板などに友達への嫌がらせを呼びかけるような書き込みをする場合、子供自身の心や環境の問題、また、保護者や友人、学校での人間関係やコミュニケーションの問題が背景にあり、その友達との人間関係がうまくいっていないことがきっかけになる場合があります。トラブルを未然に防ぐために、子供が保護者や教師など周りの大人に相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子供が困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談に乗ることができます。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたることを理解させる」、「②インターネットの特性を理解させる」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「①悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたることを理解させる

- ・特定の人に危害を加えるような書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりするため、多くの人に混乱を与えます。
- ・このため、業務妨害罪、脅迫罪などに問われることがあり、民事でも損害賠償を請求されることがあります（具体的な規定については、p. 99 参照）。

② インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができないことを理解させましょう。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

- ・インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。

- ・子供たちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピューターから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができることを理解させましょう。インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・掲示板などに書き込まれた内容が名誉毀損などにあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページの URL、書き込みをした者の IDなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）した上で、サイトの管理者などに削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口など一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①相手の気持ちを考えるよう指導する」、「②書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるよう指導する」、「③子供が相談しやすい環境をつくる」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として「①犯行予告を見付けたら大人に連絡する」よう指導しておくことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷付けるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・書き込んだ本人は軽い冗談のつもりやいたずら心で書いた言葉でも、気付かないうちに相手をひどく傷付けてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷付けてしまうことがあることを理解させましょう。

② 書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるよう指導する

- ・特定の人に危害を加えるような書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりするため、多くの人々に混乱を与えます。軽い気持ちやいたずら心であっても、実際にするつもりがなくても、また、ほかの人のまねをただけであっても、周囲に多大な迷惑をかけることをよく考えさせ、理解させましょう。

③ 子供が相談しやすい環境をつくる

- ・子供たちが、友達に対して掲示板などに嫌がらせを書き込む場合、その友達との人間関係がうまくいっていないことが想定されます。また、心にストレスや心理的なプレッシャーを受けている場合があります。
- ・保護者や教師は、日頃から子供が身近な大人に相談しやすい環境をつくっておくとともに、コミュニケーションを密にして、子供の心の変化を早く察知できるように心がけましょう。
- ・もし子供が大きなストレスを抱えているのであれば、カウンセラーなどの専門家に相談し、きめ細かなケアを行いましょう。

<対処方法>

① 犯行予告を見つけたら大人に連絡する

- ・特定の子供を対象に危害を加えるといった書き込みを発見したら、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するよう子供に指導しましょう。

指導のポイント

- 犯行を予告の書き込みは犯罪であることを理解する：
 - ・軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行予告をする書き込みは、社会に影響を与えます。
 - ・実際にするつもりがなく、ほかの人のまねをただけでも、罪に問われることがあります。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まります。一度拡散した情報は完全には削除できません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：
 - ・自分の身近な地域で、犯行を予告する書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。
- 子供が相談しやすい環境をつくる：
 - ・書き込みをする子供は、ストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、子供が身近な大人に相談しやすい環境を作りましょう。
- 情報発信には責任が伴うことと注意点を教える：
 - ・インターネットに情報を書き込む際には社会的責任が伴うことを学ばせるとともに、情報発信に伴う留意点について、理解を深めさせる。

8-3 出会い系サイトやコミュニティサイトでの子供による違法な誘い出し

8. 犯行予告など

事例8-3 出会い系サイトやコミュニティサイトでの子供による違法な誘い出し

出会い系サイトや無料通話アプリなどの掲示板上で、子供が「お小遣い
くれればお茶してもいいよ」、「彼氏募集します」といった、**異性交際の誘引を
目的とする書き込みを行うことは犯罪行為**です。

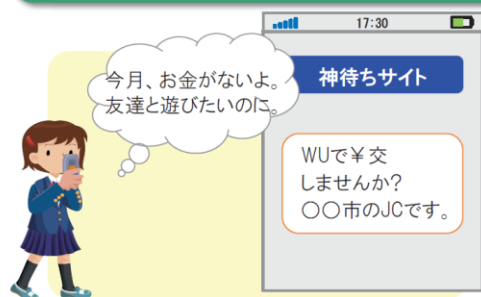
みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

原因

異性交際の誘引目的に書き込みを行う



中学2年生(女子)のAさんは、お小遣い欲しさから、スマートフォンを使ってインターネットの掲示板に「援助交際しましょう」と書き込みました。書き込みには、隠語を使って、わかる人にはわかるようにしました。

結果

本人が特定されて警察に書類送検される



サイバーパトロールをしていた警察が、その書き込みを発見。Aさんが書き込んだことを突き止め、**出会い系サイト規制法違反でAさんを書類送致**しました。Aさんは、学校の友達からも避けられるようになりました。

【解説 8-3】

出会い系サイトでの違法な書き込みにより子供が書類送致された事例

平成20年12月、いわゆる「出会い系サイト規制法」が改正され、出会い系サイト事業者への取り締まりが強化されました。このため、最近では出会い系サイトからの誘い出しによる被害者の数は減ってきています。平成25年は、出会い系サイトに起因して犯罪被害にあった児童が159人。コミュニティサイトに起因して犯罪被害にあった児童が1,293人です。

(出典) 警察庁「平成25年中の出会い系サイト及び
コミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」
(平成26年2月)

出会い系サイト規制法は、大人に対してだけでなく、児童に対しても「児童による性交などの誘引」、「児童が対償を示して行う異性交際の誘引」、「児童による異性交際の誘引」を禁じています。児童がこれらに違反すると、少年法の規定により家庭裁判所に送致されることになっています。犯罪に巻き込まれる可能性が高い出会い系サイトへの書き込みは、そもそも行うべきではありませんが、法律的にも犯罪行為であることをしっかりと認識させましょう。

出会い系サイトは誘引行為が目的です。出会い系サイトからの誘い出し被害の件数が減っているとはいえ、子供を狙ったものは多く、好奇心や興味本位でアクセスした結果、犯罪に巻き込まれる危険性が高いことを十分に理解する必要があります。特に女子は、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取

り返しのつかない事件に巻き込まれる恐れがあるので、出会い系サイトへのアクセス自体を防ぐ必要があります。最近では、SNS やゲームサイトなどのコミュニティサイトを通して犯罪にあった児童が、出会い系サイトを通して犯罪にあった児童よりも多く、利用する媒体が変化してきていると言えます。

保護者は、子供の安全のためにと携帯電話を持たせて安心するのではなく、子供を監督する責任があることを認識しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として「①出会い系サイトやコミュニティサイトへの異性交際の誘引を目的とする書き込みは違法であることを理解させる」、「②インターネットの特性を理解させる」、「③フィルタリング（アクセス制限機能）を利用する」ことが求められます。

<予防策>

① 出会い系サイトやコミュニティサイトへの不適切な書き込みをしないよう指導する

- ・出会い系サイト規制法は、大人に対してだけでなく、児童に対しても「児童による性交などの誘引」、「児童が対償を示して行う異性交際の誘引」、「児童による異性交際の誘引」を禁じています。
- ・児童がこれらに違反すると少年法の規定により家庭裁判所に送致されることになっています。
- ・警察はインターネット上の違法行為を取り締まるために、サイバーパトロールを行っており、実際に実行するつもりがなくても、書き込みを行っただけで罪に問われることがあることを認識させましょう。

②インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全に消すことができないことを理解させましょう。
- ・特に SNS やブログは、友達限定で公開しているからと子供は安心して軽い気持ちで書き込みをしがちですが、それは人のつながりを通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。書き込みはさまざまな人に見られる可能性があることを意識させ、内容に注意するよう促しましょう。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

- ・SNS やプロフを含め、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。
- ・子供たちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければなら

いので、どのコンピューターから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができ
ることを理解させましょう。

③ フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子供が使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限機能）を利用し、子供がアダルトサイトや出会い系サイトなどの安全性が確認できないサイト、金銭トラブルの元となりやすいゲームサイト、ショッピングサイトなどへ容易にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHS も同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出る必要がある（青少年インターネット環境整備法）。

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）のフィルタリングでは、SNS やゲームサイトなどはフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線 LAN 接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線 LAN 接続によりインターネットを利用できます。現在、携帯電話事業者には、無線 LAN 接続時のフィルタリングの適用が義務付けられていないため、無線 LAN 接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線 LAN 接続自体を制限するなどの対策を講じる必要があります。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として「①SNS などの利用に関する家庭のルールを決める」、「②保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する」ことが求められます。

<予防策>

① SNS などの利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNS やゲームサイトなどで知り合った人とは直接会わない、個人情報（氏名、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜 9 時まで、など子供と一緒に話し合っ

て家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

・子供が家庭のルールを守らなければ携帯電話を取り上げるなど、強い姿勢を示すことも時には
必用です。

② 保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

・携帯電話は子供が所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。

・保護者は、子供が使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる
危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。

指導のポイント

- 出会い系サイトやコミュニティサイトの不適切な掲示板には書き込みしない：
 - ・未成年による出会い系サイトへの書き込みは、違法行為になることがあります。軽い気持ちで出会い系サイトに書き込みを行うことはやめましょう。
 - ・警察はインターネット上の違法行為を取り締まるために、サイバーパトロールを行っています。実際に実行するつもりがなくても、書き込みをするだけで罪に問われることがあります。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度拡散した情報は完全には削除できません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子供が安易に、不適切な Web サイトにアクセスできなくするために、子供が扱う携帯電話やスマートフォン、パソコン、携帯ゲーム機などには、フィルタリングを設定しましょう。
 - ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部の SNS やゲームサイトは利用ができません。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。
- 情報発信には責任が伴うことと注意点を教える：
 - ・インターネットに情報を書き込む際には社会的責任が伴うことを学ばせるとともに、情報発信に伴う留意点について、理解を深めさせる。